

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	明石市 個人住民税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、個人住民税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する賦課徴収事務
②事務の内容 ※	個人住民税は、地方税法に基づき、その年の1月1日(賦課期日)現在、本市内に住所を有する者、又は本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者に対して課税を行うものである。また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 ① 課税資料(個人住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)を収受する。 ② 課税資料の画像及び内容をデータ化する。 ③ 課税資料を賦課期日現在の宛名情報と結び付ける。 ④ 賦課期日現在、本市内に住民登録がない者について、本市に課税権がないと判断した場合は、住民登録地に課税資料を回送する。 ⑤ 賦課決定を行い、税額決定通知書を出力する。 ⑥ 住民登録外課税を行った者の住民登録地に、本市が個人住民税を課税した旨を通知する。 ⑦ 給与に係る特別徴収義務者及び公的年金に係る特別徴収義務者に、特別徴収税額を通知する。 ⑧ 給与に係る特別徴収納税義務者に対し、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ⑨ 普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 ⑩ 納税義務者から修正申告等がなされた場合には、賦課更正を行い、税額変更通知書を送付する。 ⑪ 扶養判定処理を行う。賦課期日現在、他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し所得照会を行い、扶養要件を確認する。 ⑫ 特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し税額通知書を送付する。 ⑬ 年金に係る特別徴収納税義務者が死亡した場合等には、年金保険者に対し、特別徴収停止通知を送付する。また、特別徴収されないこととなった税額については普通徴収に繰り入れ、税額通知書を送付する。 ⑭ 給与支払報告書の未提出事業所に対し、報告書の提出指導や調査を行う。 ⑮ 未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し、申告を促す。 ⑯ 生活保護法により扶助を受ける場合など減免事由に該当する場合は、減免申請書を受け付け減免を行う。 ⑰ 納税者からの申請により、所得証明書をはじめとする各種証明書を発行する。 ⑱ 金融機関等からの領収済通知書(公金収納データを含む。)により、収納を確認し、消込を行う。 ⑲ 納税者からの依頼により、市税の口座振替を行う。 ⑳ 納付額について、過納・誤納が生じた場合、還付又は充当を行い、通知書を発行する。 ㉑ 納期限までに納付されなかった場合に、督促状送付や納付催告、滞納処分等の滞納整理を行う。 なお、具体的な特定個人情報の流れについては、別添1に記す。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	① 課税対象者管理機能 賦課期日現在において、課税権のある住民に関する情報を管理する機能。 ② 課税情報管理機能 賦課決定及び賦課更正した所得、控除、税額等の情報を管理する機能。 ③ 事業所管理機能 給与の支払いを行った事業所及び年金を支給した年金保険者を管理する機能。 ④ 資料管理機能 確定申告書をはじめとする各種課税資料を画像データとして保持し、閲覧及び検索を行う機能。 ⑤ 帳票発行機能 納税通知書、各種証明書、還付充当通知書、督促状等を発行する機能。 ⑥ 統計機能 調定表・統計資料・決算資料を作成する機能。 ⑦ 宛名情報管理機能 住民基本台帳情報及び住民登録外情報の異動データを連携し、最新の宛名情報を保持・照会する機能。 ⑧ 収納消込情報管理機能 個人住民税にかかる調定、収納、還付・充当、口座振替等の情報を管理する機能。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (証明書コンビニ交付システム、各事務システム(パッケージシステム))
システム2	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データを受領する。所得税申告書等データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送付される。 ① 所得税申告書等データの受信機能 ② 法定調書データの受信機能 ③ 団体間回送機能 ④ 扶養是正情報送信機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルセンター(eLTAX))
システム3	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	給与・公的年金等の支払をする者から給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を、金融機関等からは納税者が納付した納付情報管理データ等を地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて受信し、管理する。 また、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ① 給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の受信機能 ② 特別徴収税額通知データの連携機能 ③ 申告・申請・届出データの審査・管理機能 ④ 利用者データの審査・管理機能 ⑤ 納付情報管理データ等の受信・管理機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルセンター(eLTAX))
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	① 本人確認 申告書等の受付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を基に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する機能。 ② 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。 ③ 地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバに対して個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム5	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	① 宛名情報検索機能 住登者及び住登外者の住所、氏名等の内容を検索する機能。 ② 団体内宛名番号(以下「宛名コード」という。)付番、登録機能 住登外者の住所、氏名等の登録を行った際に、本市で利用する宛名コードを付番、登録する機能。 ③ 住登外情報修正機能 既に登録のある住登外者の住所、氏名等の情報を修正する機能。 ④ 送付先情報登録・修正機能 各事務における書類の送付先、特定宛先人(納税管理人、相続人代表者等)の情報を登録・修正する機能。 ⑤ 宛名コード関連付け機能 同一人に対して複数の宛名コードが存在する場合、1つの宛名コードに情報を関連付ける機能。 ⑥ 個人番号管理機能 宛名コードに対する個人番号を管理する機能。 ⑦ 住民基本台帳システム連携機能 住民基本台帳システムで登録・修正された住登者の情報を連携する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (国民年金、学齢簿、就学援助システム)
システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等と同義)
②システムの機能	① 宛名管理機能 個人番号で同一人判定を行い、団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)を採番し、管理する機能。 ② 情報提供機能 各事務の情報を中間サーバーに連携する機能。 ③ 情報照会機能 宛名コードで対象者を検索し、他の機関への情報提供を依頼し、結果を取得・表示する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム))
システム7	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システムと同義)
②システムの機能	① 統合データベース機能 各事務システムが共通で参照する業務データの副本を一元管理する機能。 ② データ連携機能 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムよりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 ③ 共通データ管理機能 全庁的に利用する共通データ情報を管理する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (各事務システム(パッケージシステム))

システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	① 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ② 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③ 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④ 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供 内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤ 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥ 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦ データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧ セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 ⑨ 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩ システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。 ⑪ 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 ⑫ お知らせ機能 お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム9	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	① 既存住民基本台帳システム連携機能 LGWANを通じて既存住民基本台帳システムから異動情報を取得し、課税証明書(所得証明書)等の各種証明 書に記載する情報を更新する機能。 ② 証明書発行 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、課税証明書(所得証明書)等の各種証明書を作成し、送付する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (地方公共団体システム機構 証明書交付センター)

システム10

システム10	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	① 宛名情報・収納消込情報管理機能 個人住民税システムとデータ連携し、宛名、調定、収納、還付・充当、口座振替等の情報を管理する機能。 ② 帳票発行管理機能 催告書、納付書、財産調査・滞納処分等の滞納整理にかかる帳票を発行する機能。 ③ 統計機能 滞納者一覧や滞納処分、徴収猶予・換価猶予等の各種集計表・決算関連資料の作成を行う機能。 ④ 財産調査機能 実態調査、財産調査を行い、調査により判明した情報を管理する機能。 ⑤ 滞納整理機能 滞納処分情報、徴収猶予・換価猶予情報、折衝記録等の滞納整理情報を管理する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他

システム11

①システムの名称	マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	
②システムの機能	① 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ② 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☒ その他 (申請管理システム	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

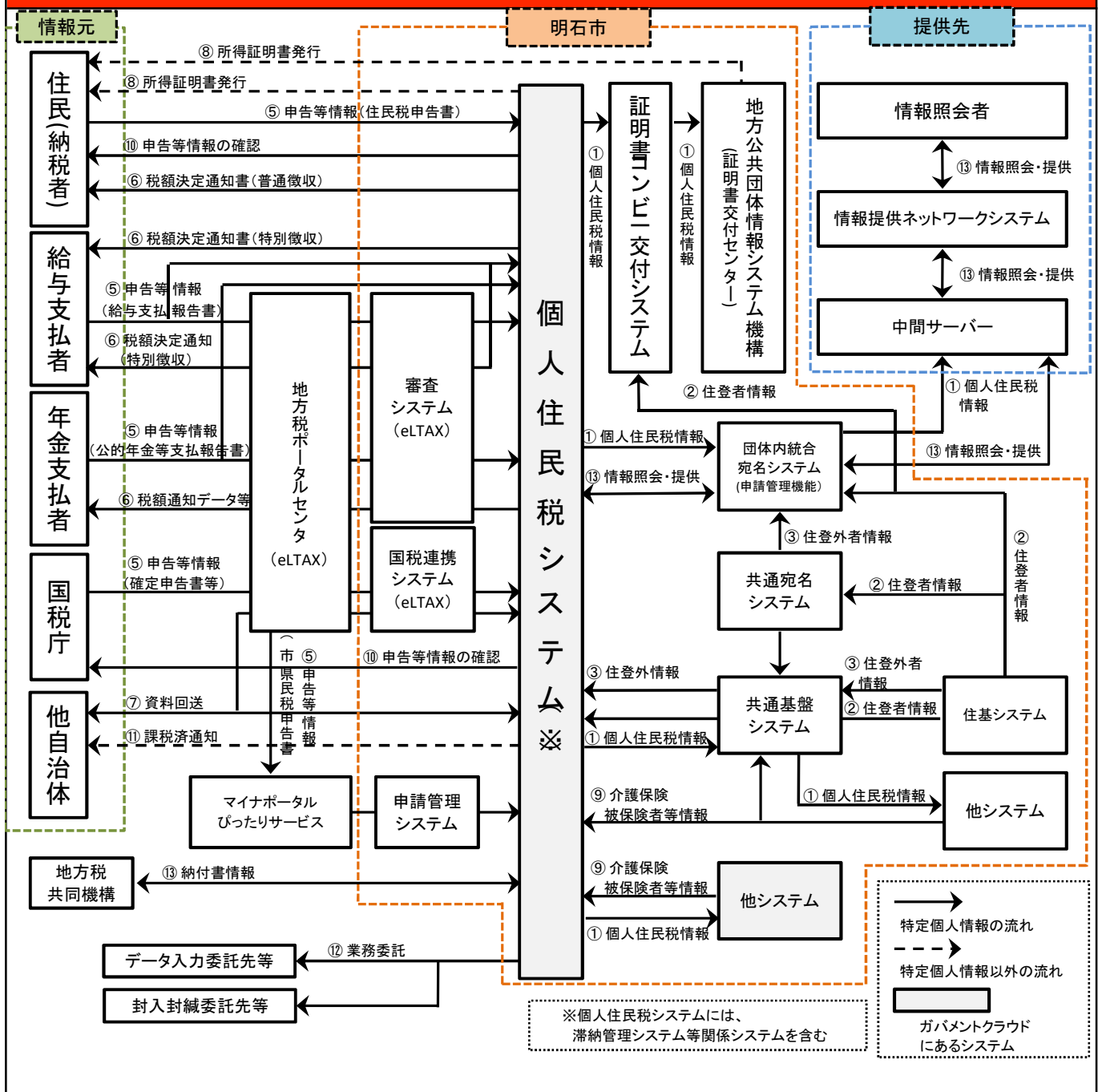
システム12

①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	① 申請データ管理機能 申請データを一括でダウンロードし、その内容をオンラインで表示する機能。 ② 宛名管理機能 シリアル番号(既存住民基本台帳システムを通じて、住民基本台帳ネットワークシステムから取得)と宛名番号を紐づける機能。 ③ 申請データ連携機能 申請データを各事務に振り分けて、連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (各事務システム(パッケージシステム)、マイナポータルぴたりサービス)

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、市税滞納管理ファイル、公金受取口座情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人番号を利用することにより、本人特定や複数の申告等情報の合算が正確に行えるようになるなど、納税者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することができ、個人住民税の公平・公正な賦課・徴収を行うことができる。 また、課税の適正化のために、控除の税法適合性を判定する上で納税義務者の扶養者や専従者を把握する必要がある。 さらに、国や他の自治体等と税情報を連携することで、納税者が証明書取得のために要している申請の手間や行政の手続きを簡略化し、納税者の利便性の向上を図る必要がある。
②実現が期待されるメリット	・個人住民税の公平・公正な賦課・徴収、納税者の利便性の向上が図られる。 ・各種申告や申請等に必要な添付書類の簡素化がされ、納税者の負担軽減や利便性の向上が図られる。 ・給与支払報告書・確定申告書・法定調書等の課税資料の名寄せ、突合作業が容易になることで、納税者の所得情報を正確に把握することが可能になる。 ・個人の特定が容易になることにより、所得の過少申告や給与支払報告書等の課税漏れを防ぎ、同姓同名者の課税誤りや課税逃れを防ぐ。 ・住民登録外課税をした場合、住民登録地への課税済通知の送付先の把握が容易かつ確実になる。それにより、他自治体との二重課税の防止が図られる。 ・迅速かつ確実に被扶養者の特定ができることで重複扶養の把握が容易になる。また、所得情報や扶養関係情報の照会事務が容易になることにより、扶養控除等の正事務が効率化し、課税の適正化が図られる。 ・確実な口座情報を把握することにより、還付事務の効率化が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項 及び 別表の項番24 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 <情報照会の根拠> 番号法第19条8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番48

7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①総務局税務室（市民税課、税制課、納税課） ②総務局総務管理室情報管理課
②所属長の役職名	①課長 ②課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①個人住民税情報を直接又は共通基盤システム経由により、他システムへ連携(移転又は提供)する。
- ②住基システムに登録されている住民記録情報(消除者を含む)を取得する。
- ③共通宛名システムに登録されている住民記録外情報を取得する。
- ④共通基盤システムを経由して、住民記録情報及び住民記録外情報を取得する。
- ⑤情報元(住民・給与支払者・年金支払者・国税庁・他自治体)から提出された申告等情報を直接又は各種システム経由で取得する。
- ⑥税額決定後、納税義務者に対して税額決定通知書又は税額通知データを送付(送信)する。
- ⑦明石市の納税義務者以外の課税資料を他自治体に回送又は明石市の納税義務者の課税資料を他自治体から收受する。
- ⑧納税義務者からの申請に基づき、所得証明書を発行する。
- ⑨個人住民税にかかる年金特別徴収実施等のため、介護保険被保険者等情報を收受する。
- ⑩收受した申告等情報の確認のために、情報元へ調査を行う。
- ⑪明石市で住登外課税を行った者の住民登録自治体に対して、地方税法第294条第3項に基づいて課税済通知を送付する。
- ⑫收受した申告等情報の処理又は税額決定通知書の封入封緘処理のため、専門業者へ業務委託を行う。
- ⑬必要に応じて、他自治体へ個人住民税情報の照会及び提供を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1月1日(賦課期日)に本市内に住所を有する者と、本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者。また、課税事務で必要な範囲の書類送付先設定者。 賦課決定及び賦課更正の時効の期間にわたるこれらの者が対象となる。	
その必要性	個人住民税の適正な賦課業務のために、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
その妥当性	<識別情報> ① 対象者を正確に特定するために記録する。 <連絡先等情報> ① 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録する。 <業務関係情報> ① 国税関係情報: 国税庁から確定申告書等の所得税に係る情報を記録し、個人住民税額の算出を行うため。 ② 地方税関係情報: 個人住民税を賦課決定・賦課更正するために記録し、税額通知・証明書等を発行するため。また、他自治体で住民登録外課税されていることを記録する。 ③ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除額を確認するため。 ④ 障害者福祉関係情報: 障害者手帳の情報に基づき、控除額の算定、減免額の決定を行うため。 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護情報に基づき、個人住民税の非課税判定や減免申請の判定を行うため。 ⑥ 年金関係情報: 年金支払者からの年金所得に係る情報を記録し、個人住民税額の算出を行うため。また、年金からの特別徴収税額を決定し通知するため。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	総務局税務室市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、国民健康保険課、長寿医療課、高齢者総合支援室、生活福祉課、障害福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ)、地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN(eLTAX、国税連携、マイナポータルびったりサービス))	
③入手の時期・頻度	① 識別情報、連絡先等情報: 申告・報告・届出等により、必要に応じてその都度入手する。 ② 国税関係情報、地方税関係情報: 期間制限の適用になるまでその都度入手する。 ③ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 年1回、1月に行うバッチ処理にて入手する。 ④ 生活保護・社会福祉関係情報: 毎月1回入手する。 ⑤ 年金特別徴収情報: 毎月1回入手する。	
④入手に係る妥当性	個人住民税の適正な賦課業務のため、法令等の範囲内で適宜、申告書等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48に規定されている。	
⑥使用目的 ※	個人住民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行う。所得証明書の発行を行う。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、あかし総合窓口、各市民センター、各サービスコーナー(証明書業務)
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		① 個人住民税申告書送付・受付に関する事務 ・個人住民税申告書送付対象者を抽出し、送付する。 ・個人住民税申告書の受付の際、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除額の確認のために利用する。 ② 賦課決定・賦課更正に関する事務 ・賦課期日における個人住民税課税基本台帳を作成する。 ・各種課税資料に関するデータを登録し、個人住民税額を算定する。 ・生活保護情報を取り込み、個人住民税の非課税者を把握する。 ・税額決定通知書を発送し、賦課決定を成立させる。 ・納税義務者から修正申告等がなされた場合には、課税情報を変更し、賦課更正を行う。 ③ 給与に係る特別徴収に関する事務 ・特別徴収義務者について、その事業所情報や特徴人数、特別徴収税額を管理する。 ・特別徴収義務者に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付する。 ・給与所得者異動届出書等による徴収区分の変更処理を行う。 ④ 年金に係る特別徴収に関する事務 ・年金保険者からの特別徴収対象者情報を基に、特別徴収を行う対象者を決定する。 ・年金特別徴収の実施について、税額決定通知書により納税義務者に通知する。 ・特別徴収の決定・停止について、年金保険者に特別徴収税額通知、特別徴収停止通知を行う。 ⑤ 減免申請に対する審査事務 ・庁内連携や情報提供ネットワークシステムを通じて得た所得情報により、減免申請に対する判定を行う。 ⑥ 扶養是正事務 ・扶養控除について、情報提供ネットワークシステム等により所得情報・扶養関係情報を得て、所得要件超過や重複扶養等の場合の控除適用については是正を行う。 ⑦ 所得未申告者調査 ・個人住民税課税基本台帳と課税実績を照合して未申告者を抽出し、住民税申告書の発送をする。 ⑧ 給与支払報告書未提出事業所の調査 ・給与収入が申告された所得申告書と給与支払報告書の提出実績を照合し、未提出事業所に対し報告の指導や調査を行う。 ⑨ 課税資料の転送、住民登録外課税の通知 ・当市で収受した課税資料のうち、他自治体で課税となる資料を回送する。 ・住民登録外課税を行った者の住民登録地に、当市が個人住民税を課税した旨を通知する。 ⑩ 所得証明書の発行 ・納税者からの申請により、所得証明書を発行する。
	情報の突合 ※	・賦課資料情報と住民票関係情報、生活保護関係情報を突合して賦課決定等を行う。 ・賦課資料情報と他自治体または情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して控除額等を確認する。
	情報の統計分析 ※	納税義務者数、調定額などの統計は行うが、特定の個人を判別し得るような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・個人住民税の賦課決定・賦課更正。 ・個人住民税の減免申請に対する判定。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 7) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	明石市個人市県民税等システム構築・運用業務	
①委託内容	・個人住民税システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う個人住民税システムの改修	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	1月1日(賦課期日)に本市内に住所を有する者と、本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者。また、課税事務に必要な範囲の書類送付先設定者。	
その妥当性	システムの運用保守・改修等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いた閲覧)	
⑤委託先名の確認方法	明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社日立システムズ 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑨再委託事項	個人住民税システムの運用保守業務

委託事項2		個人住民税課税業務
①委託内容		・郵便開封、課税資料の分類点検・括束業務 ・課税資料の点検および不備があった場合の照会業務 ・課税資料についてのパンチデータ入力業務 ・課税資料等のスキャン業務 ・特別徴収義務者の指定番号検索・登録業務 ・課税資料の件数確認及びリストの作成 ・データ取込後の課税資料との照合及び修正 ・課税資料の他市回送業務 ・課税資料の運搬業務(庁舎内) ・特別徴収税額通知書封入封緘に係る業務 ・特別徴収税額通知書(納税義務者用)に関する圧着業務 ・宛名不明者処理業務 ・給報及び年報の合算処理業務 ・eLTAX給報処理業務 ・寄附金控除処理・調査業務 ・オンライン資料等の作成・整理業務 ・その他上記に関連して行う業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税資料が提出された者。
	その妥当性	委託内容が提出された課税資料そのものを取り扱うこととなるため、上記範囲を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		明石市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		TOPPANエッジ株式会社 西日本営業統括本部 関西第一営業本部
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑨再委託事項	課税資料データパンチ・スキャン

委託事項3		普通徴収納税通知書等の製本及び封入・封緘業務	
①委託内容		個人住民税を決定・変更することとなった者に対して出力し、送付する普通徴収納税通知書の製本及び封入・封緘業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	普通徴収納税通知書等の発送対象者。	
	その妥当性	普通徴収納税通知書等の出力対象者と課税資料が提出された者と同一のため、上記範囲を委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		明石市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社コーユービジネス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		番号連携サーバ等維持管理業務委託	
①委託内容		団体内統合宛名システム(番号連携サーバ・申請管理システム)の保守・運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	1月1日(賦課期日)に本市内に住所を有する者と、本市内に家屋数等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者。また、課税事務で必要な範囲の書類送付先設定者。	
	その妥当性	システムの運用保守・改修等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)	
⑤委託先名の確認方法		明石市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	
	⑨再委託事項	団体内統合宛名システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	
委託事項5		明石市共通管理系システム構築・運用業務委託	
①委託内容		共通基盤システム及び共通管理系システムの保守・運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1月1日(賦課期日)に本市内に住所を有する者と、本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者。また、課税事務で必要な範囲の書類送付先設定者。	
	その妥当性	システムの運用保守・改修等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)	
⑤委託先名の確認方法		明石市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		富士通グループ明石市共通管理系システム構築・運用業務共同事業体	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	
	⑨再委託事項	共通基盤システム等の保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	
委託事項6		証明書コンビニ交付システム構築・運用業務委託	
①委託内容		コンビニ交付に伴う、システム構築及び保守 (各種証明発行データのPDF化及び地方公共団体システム機構との連携)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税資料が提出された者。	
	その妥当性	証明書の交付対象者と課税資料が提出された者と同一のため、上記範囲を委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (72) 件 [☐] 移転を行っている (12) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める情報照会者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各事務(別紙1を参照)
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 ☐ 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ [] 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、特定個人情報の提供依頼のある都度
提供先2	給与特別徴収義務者・年金特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与からの特別徴収に関する事務・年金からの特別徴収に関する事務
③提供する情報	給与特別徴収税額・年金特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与からの特別徴収の対象となる給与所得者・年金からの特別徴収の対象となる年金所得者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 ☐ 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ [☒] 紙 ☒ その他 (LGWAN(eLTAX))
⑦時期・頻度	賦課決定及び賦課更正時
提供先3	国税庁長官、都道府県知事、市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税、地方税に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他 (LGWAN(eLTAX))
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度
移転先1	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番9、21、51、67、117 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務 ・身体障害者法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置、費用の徴収に関する事務 ・知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置等、費用の徴収に関する事務 ・障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の支給に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ・重度障害者医療費の助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に関係する対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑦時期・頻度	賦課決定の都度
移転先2	児童福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番10、56、63、66、70、81 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	・母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務 ・特別児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子保健法による養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給、費用の徴収に関する事務 ・児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務 ・母子家庭等医療費の助成に関する事務 ・こども医療費の助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に関係する対象者

③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に関係する対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑦時期・頻度	賦課決定の都度
移転先6	住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番27、52 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	・公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 ・明石市営住宅条例による準公営住宅及び特別市営住宅の管理に関する事務 ・住宅地区改良法による改良住宅の管理、家賃・敷金の決定・変更、収入超過者に対する措置に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に関係する対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑦時期・頻度	賦課決定の都度
移転先7	国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番44、46 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ・国民年金被保険者の適用、保険料免除の申請、裁定請求に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に関係する対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)

⑦時期・頻度	賦課決定の都度
移転先8	高齢者総合支援室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番61、100 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	・老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に係る対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑦時期・頻度	賦課決定の都度
移転先9	長寿医療課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番85 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	・後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・高齢期移行者医療費の助成に関する事務 ・高齢重度障害者医療費の助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に係る対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑦時期・頻度	賦課決定の都度
移転先10	こども育成室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番127 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

6. 特定個人情報の保管・消去															
①保管場所 ※		＜個人住民税システムにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されている他、①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること、②日本国内でのデータ保管を条件としていることを満たすものとする。 ・特定個人情報はクラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜団体内統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システム、証明書コンビニ交付システム、申請管理システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、本市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ・バックアップデータを遠隔地に保管している。（個人住民税システム及び共通宛名システムのみ） ＜紙、電子記録媒体における措置＞ ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。													
	②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td colspan="3">10) 定められていない</td></tr></table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年													
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上													
10) 定められていない															
	その妥当性	地方税法上、賦課決定の時効期限が、法定納期限の翌日から起算して7年間であるため。													
③消去方法		＜個人住民税システムにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制限されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSD等の記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者においてNIST 800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜団体内統合宛名システム、共通基盤システム、申請管理システムにおける措置＞ ・消去は、各事務システムと連動しているため、通常、保守・運用を行う事業者が消去することはない。 ・機器更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去し、消去した記録を保存する。 ＜紙、電子記録媒体における措置＞ ・帳票等の破棄は、焼却・熔解処理を行い破棄する。 ・電子記録媒体の破棄は、裁断等の物理的破壊により記録内容が判読することができないよう完全に消去する。 ・破棄の記録については、明石市文書管理規程に基づき保存する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去し、消去した記録を保存する。													
	7. 備考														

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
市税滞納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税における滞納情報を有する対象者
その必要性	滞納整理事務に必要な調査・照会を行う際に、個人番号を利用するため
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	＜識別情報＞ ① 対象者を正確に特定するために記録する。 ＜連絡先等情報＞ ① 4情報、連絡先:本人との連絡に使用するため。 ② その他住民票関係情報:家族関係、死亡又は相続の確認のため。 ＜業務関係情報＞ ① 国税関係情報、地方税関係情報:課税状況、収納・滞納状況、収入財産状況を把握するため。 ② 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護関連の情報に基づき、執行停止などの措置を講じるため。 ③ 雇用・労働関係情報・年金関係情報:本人の収入・連絡先などを把握するため。
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務局税務室納税課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、資産税課、生活福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金支払者 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、金融機関、生命保険等の事業者 ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 対象者本人や関係者からの聞き取り及び、LGWAN（金融機関）など ）	
③入手の時期・頻度		① 識別情報：個人住民税システムと常時連携し入手する。 ② 連絡先等情報：法律に基づく調査の際に、必要に応じて都度入手する。 ③ 国税関係情報、地方税関係情報：個人住民税システムと日次連携し入手する。 ④ 生活保護・社会福祉関係情報：毎月1回入手する。 ⑤ 雇用・労働関係情報・年金関係情報：必要があれば都度入手する。	
④入手に係る妥当性		法律に基づく調査の際に、徴収事務の情報を管理するため、調査結果を当該特定個人情報ファイルに記録する必要がある。	
⑤本人への明示		・納付折衝時は、本人等に対し口頭で説明することで本人等に明示する。 ・官公署等、他団体等、民間事業者からの入手は、番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）第22条の規定により、租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め、又は協力の要請が行われるときに特定個人情報の提供を受けることができる旨が明示されている。	
⑥使用目的 ※		滞納整理事務に係る調査、照会	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	納税課	
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		滞納整理事務に係る調査・照会 ・本人、本市他部署、官公署及び民間事業者に対する調査・照会に利用する。	
情報の突合 ※		① 滞納整理事務のための調査 入手した情報について、対象者に係る本市保有情報と突合して正確に対象者を特定する。 ② 滞納処分の執行に係る業務 入手した情報と市保有の情報を突合して事実関係等を確認する。	
情報の統計分析 ※		対象者の地方税関係情報について滞納整理に関する統計処理を行うが、特定の個人が判別できる情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		滞納処分、納税の猶予等	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (3) 件	
委託事項1	明石市個人市県民税等システム構築・運用業務	
①委託内容	・滞納整理システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う滞納整理システムの改修	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	個人住民税における滞納情報を有する対象者	
その妥当性	システムの運用保守・改修等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いた閲覧)	
⑤委託先名の確認方法	明石市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社日立システムズ 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑨再委託事項	滞納整理システムの運用保守業務
委託事項2	三つ折り葉書(督促状等)印刷製本及び圧着加工業務委託	
①委託内容	納税義務者に送付する葉書の印刷物作成及び圧着加工業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	本市納税義務者のうち、滞納のある者	
その妥当性	滞納状況を通知する必要があるため、特定個人情報ファイルの一部を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	国税庁長官、都道府県知事、市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税、地方税に関する事務
③提供する情報	個人住民税滞納情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税における滞納情報を有する対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] 紙)
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のある都度

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		＜滞納整理システムにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されている他、①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること、②日本国内でのデータ保管を条件としていること、を満たすものとする。 ・特定個人情報はクラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境は別のデータセンター内に保存される。 ＜共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置＞ ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ・バックアップデータを遠隔地に保管している。（共通宛名システムのみ） ＜紙、電子記録媒体における措置＞ ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [定められていない]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	・滞納が継続する間は保管する必要があるため、定められていない。 ・なお、徴収、還付金請求の消滅時効は5年である。												
③消去方法		＜滞納整理システムにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制限されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSD等の記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者においてNIST 800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ・消去は、各事務システムと連動しているため、通常、保守・運用を行う事業者が消去することはない。 ・機器更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去し、消去した記録を保存する。 ＜紙、電子記録媒体における措置＞ ・帳票等の破棄は、焼却・熔解処理を行い破棄する。 ・電子記録媒体の破棄は、裁断等の物理的破壊により記録内容が判読することができないよう完全に消去する。												
7. 備考														
—														

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
公金受取口座情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市税還付金請求権者のうち公金受取口座への還付を希望する者
その必要性	還付金振込口座を正確に特定し還付業務を効率的に行うため
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [☐] その他 (口座登録関係情報)
その妥当性	＜識別情報＞ ① 対象者を正確に特定するために記録する。 ＜連絡先等情報＞ ① 4情報、連絡先:本人との連絡に使用するため。 ② その他住民票関係情報:家族関係、死亡又は相続の確認や還付事務のため。 ＜業務関係情報＞ ① 口座登録情報については、還付事務のため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和5年10月1日
⑥事務担当部署	総務局税務室税制課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN回線)	
③入手の時期・頻度	還付請求時の意思表示に基づき公金受取口座情報を取得。	
④入手に係る妥当性	還付金振込に際し、還付金請求権者の意思表示に基づき公金受取口座情報を取得する。 番号法第14条第1項に基づき、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができ、同条第2項に基づき地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人情報確認情報の提供を求めることができる。 番号法第19条第8号に基づき情報照会ができる。	
⑤本人への明示	番号法第14条第1項に基づき、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができ、同条第2項に基づき地方公共団体情報システム機構に対し機構保存本人情報確認情報の提供を求めることができる。 番号法第19条第8号に基づき情報照会ができる。	
⑥使用目的 ※	正確かつ円滑な還付事務実施のため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	税制課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	市税等の還付に関する事務 ・還付金請求権者の意思表示に基づき、公金受取口座を把握し当該口座に還付するために使用。	
	情報の突合 ※	入手した情報について、対象者に係る本市保有情報と突合して正確に対象者を特定する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については還付事務では原則実施しないが、実施する場合も特定の個人が判別できる情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	課税調定と納付状況から還付・充当事務へ移行する。
⑨使用開始日	令和5年10月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (4) 件	
委託事項1	明石市個人市県民税等システム構築・運用業務	
①委託内容	・収納消込システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う収納消込システムの改修	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	市税還付金請求権者のうち公金受取口座への還付を希望する者	
その妥当性	システムの運用保守・改修等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁内設置の端末機からの操作又はサーバ設置場所での作業)	
⑤委託先名の確認方法	明石市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社日立システムズ 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑨再委託事項	収納システムの運用保守業務
委託事項2	番号連携サーバ等維持管理業務委託	
①委託内容	団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)の保守・運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	市税還付金請求権者のうち公金受取口座への還付を希望する者	
その妥当性	システムの運用保守・改修等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

委託事項4		税系システム標準準拠システム導入業務委託
①委託内容		・標準準拠システムの構築業務 ・ガバメントクラウド上での環境構築業務 ・ガバメントクラウド運用管理補助業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市税還付金請求権者のうち公金受取口座への還付を希望する者
	その妥当性	システムの構築等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑤委託先名の確認方法		明石市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		株式会社日立システムズ 関西支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑨再委託事項	標準準拠の税系システム構築作業
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<個人住民税システム(公金受取口座情報を管理するシステムとして同義。)における措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されている他、①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること、②日本国内でのデータ保管を条件としていること、を満たすものとする。 ・特定個人情報はクラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境は別のデータセンター内に保存される。 <団体内統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバーは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ・バックアップデータを遠隔地に保管している。 <紙、電子記録媒体における措置> ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・還付金請求の消滅時効は5年と定められているため。
③消去方法		<個人住民税システムにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制限されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSD等の記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者においてNIST 800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <団体内統合宛名システム・共通基盤システムにおける措置> ・消去は、各事務システムと連動しているため、通常、保守・運用を行う事業者が消去することはない。 ・機器更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去し、消去した記録を保存する。 <紙、電子記録媒体における措置> ・帳票等の破棄は、焼却・熔解処理を行い破棄する。 ・電子記録媒体の破棄は、裁断等の物理的破壊により記録内容が判読することができないよう完全に消去する。 ・破棄の記録については、明石市文書管理規程に基づき保存する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去し、消去した記録を保存する。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報情報記録項目	
【個人住民税情報ファイル】	
1. 個人住民税賦課情報	
1.自治体コード、2.識別番号(宛名番号及び個人番号)、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.履歴判定、15.徴収区分、16.決議年月日、17.住民税異動区分コード、18.異動年月日、19.住民税整理番号、20.賦課資料区分コード、21.書式区分、22.無職無収入コード、23.均等割区分、24.均等割パターン番号、25.入力区分、26.営業所得額、27.農業所得額、28.その他事業所得額、29.不動産所得額、30.利子所得額、31.配当所得フラグ、32.配当所得額、33.株式配当所得額、34.公募外貨配当所得額、35.公募他配当所得額、36.その他配当所得額、37.所得税配当所得額、38.所得税株式配当所得額、39.所得税公募外貨配当所得額、40.所得税公募他配当所得額、41.所得税その他配当所得額、42.給付所得額、43.主たる給付支払額、44.従たる給付支払額、45.給付支払額内数専従者給付額、46.特定支出控除額、47.雑所得額、48.公的年金支払額、49.年金雑所得額、50.その他雑所得額、51.総合譲渡短期所得額、52.総合譲渡長期差引額、53.総合譲渡長期所得額、54.総合譲渡長期差引額、55.総合譲渡分特別控除額、56.総合譲渡特別設定フラグ、57.総合譲渡逆算フラグ、58.一時所得額、59.一時差引額、60.総合一時所得額、61.短期一般所得額、62.短期一般差引額、63.短期一般特別控除額、64.短期軽減所得額、65.短期軽減差引額、66.短期軽減特別控除額、67.長期一般所得額、68.長期一般差引額、69.長期一般特別控除額、70.長期特定所得額、71.長期特定差引額、72.長期特定特別控除額、73.長期軽減所得額、74.長期軽減差引額、75.長期軽減特別控除額、76.長期特別所得額、77.長期特別差引額、78.長期特別特別控除額、79.土地等雑所得額、80.超短期所得額、81.株式譲渡所得額、82.株式譲渡一般分所得額、83.株式譲渡新規公開分所得額、84.株式譲渡特別控除額、85.商品先物取引所得額、86.山林所得額、87.山林特別控除額、88.退職所得額、89.退職所得控除額、90.退職支払額、91.市町村源泉退職所得割額、92.都道府県源泉退職所得割額、93.勤続年数、94.就職年月日、95.退職年月日、96.総合退職所得額、97.総合退職所得控除額、98.特例適用条文1、99.特例適用条文2、100.特例適用条文3、101.変動所得額、102.前年変動所得額、103.前々年変動所得額、104.臨時所得額、105.平均課税対象金額、106.免税所得額、107.肉用牛売却価格、108.肉用牛免税対象所得額、109.肉用牛免税対象外所得額、110.非課税所得額、111.申告0円所得区分01、112.申告0円所得区分02、113.申告0円所得区分03、114.申告0円所得区分04、115.申告0円所得区分05、116.申告0円所得区分06、117.申告0円所得区分07、118.申告0円所得区分08、119.申告0円所得区分09、120.申告0円所得区分10、121.最高所得区分、122.総合所得金額、123.合計所得金額、124.総所得金額等、125.所得税総所得金額、126.所得税合計所得金額、127.所得税総所得金額等、128.総合所得損通所得額、129.総合短期損通所得額、130.総合長期損通所得額、131.短期一般損通所得額、132.短期軽減損通所得額、133.長期一般損通所得額、134.長期特定損通所得額、135.長期軽減損通所得額、136.長期特別損通所得額、137.土地等雑損通所得額、138.超短期損通所得額、139.山林損通所得額、140.株式譲渡損通所得額、141.商品先物取引損通所得額、142.退職損通所得額、143.所得税総所得損通所得額、144.所得税総合短期損通所得額、145.所得税総合長期損通所得額、146.所得税短期一般損通所得額、147.所得税短期軽減損通所得額、148.所得税長期一般損通所得額、149.所得税長期特定損通所得額、150.所得税長期軽減損通所得額、151.所得税長期特別損通所得額、152.所得税土地等雑損通所得額、153.所得税超短期損通所得額、154.所得税株式譲渡損通所得額、155.所得税商品先物取引損通所得額、156.所得税山林損通所得額、157.所得税退職損通所得額、158.雑損控除額、159.医療費控除額、160.社会保険料控除額、161.小規模共済控除額、162.生命保険料控除額、163.所得税生命保険料控除額、164.生命保険料支払額、165.個人年金保険料支払額、166.損害保険料控除額、167.所得税損害保険料控除額、168.損害保険料支払額、169.長期損害保険料支払額、170.寄付控除フラグ、171.寄付控除額、172.所得税寄付金控除額、173.合計控除額、174.所得税合計控除額、175.控除配該コード、176.配偶者区分、177.配特有無区分フラグ、178.配偶者特別控除額、179.所得税配偶者特別控除額、180.配偶者合計所得金額、181.扶養一般該当人数、182.扶養年少該当人数、183.扶養特定該当人数、184.扶養老人該当人数、185.扶養同居老人該当人数、186.扶養特障該当人数、187.扶養同居特障該当人数、188.扶養普障該当人数、189.未成年該当コード、190.老年人該当コード、191.寡婦該当コード、192.障害者該当コード、193.勤労学生該当コード、194.住民税申告区分、195.本専区分、196.配専区分、197.青色専従該当人数、198.白色専従該当人数、199.専従者控除額、200.繰越損失額、201.純損失額、202.譲渡繰越損失額、203.雑損失額、204.特定株式損失額、205.当年純損失額、206.当年譲渡繰越損失額、207.当年雑損失額、208.当年特定株式損失額、209.前純損失額、210.前譲渡繰越損失額、211.前雑損失額、212.前特定株式損失額、213.前々純損失額、214.前々譲渡繰越損失額、215.前々雑損失額、216.前々特定株式損失額、217.所得税総所得課税額、218.所得税短期一般課税額、219.所得税短期軽減課税額、220.所得税長期一般課税額、221.所得税長期特定課税額、222.所得税長期軽減課税額、223.所得税長期特別課税額、224.所得税土地等雑課税額、225.所得税超短期課税額、226.所得税株式課税額、227.所得税商品先物取引課税額、228.所得税山林課税額、229.所得税退職課税額、230.総所得所得税額、231.短期一般所得税額、232.短期軽減所得税額、233.長期一般所得税額、234.長期特定所得税額、235.長期軽減所得税額、236.長期特別所得税額、237.土地等雑所得税額、238.超短期所得税額、239.株式所得税額、240.商品先物取引所得税額、241.山林所得税額、242.退職所得税額、243.所得税配当控除額、244.住宅借入金特別控除額、245.その他特別控除額、246.定率控除前所得税額、247.所得税災害減免額、248.所得税外国税額控除額、249.所得税特別減税額、250.所得税定率控除額、251.定率控除後所得税額、252.所得税額、253.所得税額チェックフラグ、254.総所得課税額、255.短期一般課税額、256.短期軽減課税額、257.長期一般課税額、258.長期特定課税額、259.長期軽減課税額、260.長期特別課税額、261.土地等雑課税額、262.超短期課税額、263.株式課税額、264.商品先物取引課税額、265.山林課税額、266.退職課税額、267.市町村総所得所得割額、268.市町村長期一般所得割額、269.市町村短期軽減所得割額、270.市町村長期一般所得割額、271.市町村長期特定所得割額、272.市町村長期軽減所得割額、273.市町村長期特別所得割額、274.市町村土地等雑所得割額、275.市町村超短期所得割額、276.市町村株式所得割額、277.市町村商品先物取引所得割額、278.市町村山林所得割額、279.市町村退職所得割額、280.市町村算出所得割額、281.市町村配当控除額、282.市町村外国税額控除額、283.市町村調整額、284.市町村特別減税額、285.市町村定率控除額、286.市町村免税額、287.市町村所得割額、288.市町村端数切捨所得割額、289.市町村特別減税前所得割額、290.市町村定率控除前所得割額、291.市町村均等割額、292.市町村民税額、293.都道府県総所得所得割額、294.都道府県短期一般所得割額、295.都道府県短期軽減所得割額、296.都道府県長期一般所得割額、297.都道府県長期特定所得割額、298.都道府県長期軽減所得割額、299.都道府県長期特別所得割額、300.都道府県土地等雑所得割額、301.都道府県超短期所得割額、302.都道府県株式所得割額、303.都道府県商品先物取引所得割額、304.都道府県山林所得割額、305.都道府県退職所得割額、306.都道府県算出所得割額、307.都道府県配当控除額、308.都道府県外国税額控除額、309.都道府県調整額、310.都道府県特別減税額、311.都道府県定率控除額、312.都道府県免税額、313.都道府県所得割額、314.都道府県端数切捨所得割額、315.都道府県特別減税前所得割額、316.都道府県定率控除前所得割額、317.都道府県均等割額、318.都道府県民税額、319.課税非課税区分コード、320.所得割非課税フラグ、321.均等割非課税フラグ、322.年税額、323.市町村所得割減免額、324.市町村均等割減免額、325.都道府県所得割減免額、326.都道府県均等割減免額、327.予備金額1、328.予備金額2、329.予備金額3、330.予備金額4、331.予備金額5、332.予備項目1、333.予備項目2、334.予備項目3、335.予備項目4、336.予備項目5、337.退避用履歴判定、338.株式譲渡上場所得額、339.所得税株式譲渡上場所得額、340.所得税株式譲渡所得額、341.株式譲渡フラグ、342.株式譲渡上場損通所得額、343.所得税株式譲渡上場損通所得額、344.株式上場課税額、345.所得税株式上場課税額、346.肉牛軽減課税額、347.市町村株式上場所得割額、348.都道府県株式上場所得割額、349.市町村肉牛軽減所得割額、350.都道府県肉牛軽減所得割額、351.株式上場所得税額、352.肉牛	

軽減所得税額、353.株式含む合計所得金額、354.先物取引損失額、355.当年先物取引損失額、356.前々先物取引損失額、357.前々先物取引損失額、358.配当割控除額、359.株式譲渡割控除額、360.市町村定率控除後所得割額、361.都道府県定率控除後所得割額、362.控除超過額、363.居住用特定譲渡所得額、364.居住用特定損失額、365.市町村株式譲渡配当割控除額、366.都道府県株式譲渡配当割控除額、367.市町村65歳以上の特例控除額、368.都道府県65歳以上の特例控除額、369.市町村調整控除額、370.都道府県調整控除額、371.市町村控除不足額、372.都道府県控除不足額、373.市町村内充当額、374.都道府県内充当額、375.市町村外充当額、376.都道府県外充当額、377.標準税率市町村総所得、378.標準税率市町村山林、379.標準税率市町村退職、380.標準税率市町村算出所得割、381.標準税率市町村調整額、382.標準税率定率控除前市町村所得割、383.標準税率定率控除後市町村所得割額、384.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、385.標準税率市町村所得割、386.標準税率市町村所得割端数切捨、387.標準税率市町村均等割、388.標準税率都道府県総所得、389.標準税率都道府県山林、390.標準税率都道府県退職、391.標準税率都道府県算出所得割、392.標準税率都道府県調整額、393.標準税率定率控除前都道府県所得割、394.標準税率定率控除後都道府県所得割額、395.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、396.標準税率都道府県所得割、397.標準税率都道府県所得割端数切捨、398.標準税率都道府県均等割、399.政党等寄付金特別控除額、400.耐震改修特別控除額、401.住宅借入金特別控除可能額、402.市町村住宅借入金特別控除可能額、403.都道府県住宅借入金特別控除可能額、404.市町村税源移譲減額、405.都道府県税源移譲減額、406.標準税率市町村税源移譲減額、407.標準税率都道府県税源移譲減額、408.国税更正日、409.登録区、410.寄附金控除自治体分、411.寄附金控除都道府県指定分、412.寄附金控除市町村指定分、413.内私的年金支払額、414.住民税年金種別、415.基礎控除対象フワグ、416.市町村寄附金控除額、417.都道府県寄附金控除額、418.内年金フワグ、419.内特徴フワグ、420.三徴収フワグ、421.居住開始年月日、422.住宅控除区分、423.住宅借入金残高、424.居住開始年月日2、425.住宅控除区分2、426.住宅借入金残高2、427.山林純損失額、428.当年山林純損失額、429.前山林純損失額、430.前々山林純損失額、431.株式配当損失額、432.分離配当所得額、433.分離配当損通所得額、434.所得税分離配当損通所得額、435.投資等税額控除額、436.所得税内牛軽減課税額、437.所得税分離配当課税額、438.分離配当課税額、439.所得税分離配当所得額、440.市町村分離配当所得割額、441.都道府県分離配当所得割額、442.年金本徴収フワグ、443.年金仮徴収月数、444.年金仮徴収期別税額、445.控除不足反映済額、446.徴収税額特徴分、447.市町村所得割額特徴分、448.市町村均等割額特徴分、449.都道府県所得割額特徴分、450.都道府県均等割額特徴分、451.徴収税額普徴分、452.市町村所得割額普徴分、453.市町村均等割額普徴分、454.都道府県所得割額普徴分、455.都道府県均等割額普徴分、456.徴収税額半額年金分、457.市町村所得割額半額年金分、458.市町村均等割額半額年金分、459.都道府県所得割額半額年金分、460.都道府県均等割額半額年金分、461.徴収税額年金分、462.市町村所得割額年金分、463.市町村均等割額年金分、464.都道府県所得割額年金分、465.都道府県均等割額年金分、466.標準税率徴収税額特徴分、467.標準税率市町村所得割額特徴分、468.標準税率市町村均等割額特徴分、469.標準税率都道府県所得割額特徴分、470.標準税率都道府県均等割額特徴分、471.標準税率徴収税額普徴分、472.標準税率市町村所得割額普徴分、473.標準税率市町村均等割額普徴分、474.標準税率都道府県所得割額普徴分、475.標準税率都道府県均等割額普徴分、476.標準税率徴収税額半額年金分、477.標準税率市町村所得割額半額年金分、478.標準税率市町村均等割額半額年金分、479.標準税率都道府県所得割額半額年金分、480.標準税率都道府県均等割額半額年金分、481.標準税率徴収税額年金分、482.標準税率市町村所得割額年金分、483.標準税率市町村均等割額年金分、484.標準税率都道府県所得割額年金分、485.標準税率都道府県均等割額年金分、486.年金内訳切替フワグ、487.徴収税額変更フワグ、488.特徴内訳保有フワグ、489.編集用予備項目、490.新生命保険料支払額、491.新個人年金保険料支払額、492.介護保険料支払額、493.予備金額6、494.予備金額7、495.予備金額8、496.予備金額9、497.予備金額10、498.予備項目6、499.予備項目7、500.予備項目8、501.予備項目9、502.予備項目10、503.寄附金控除特例分、504.市町村申告特例控除額、505.都道府県申告特例控除額、506.予備金額11、507.予備金額12、508.予備金額13、509.予備金額14、510.予備金額15、511.予備金額16、512.予備金額17、513.予備金額18、514.予備金額19、515.予備金額20、516.予備項目11、517.予備項目12、518.予備項目13、519.予備項目14、520.予備項目15、521.予備項目16、522.予備項目17、523.予備項目18、524.予備項目19、525.予備項目20、526.条約適用利子等所得額、527.条約適用配当等所得額、528.特例適用利子等所得額、529.特例適用配当等所得額、530.条約適用利子等損通所得額、531.条約適用配当等損通所得額、532.特例適用利子等損通所得額、533.特例適用配当等損通所得額、534.条約適用利子等課税額、535.条約適用配当等課税額、536.特例適用利子等課税額、537.特例適用配当等課税額、538.条約適用利子等限度税率、539.条約適用配当等限度税率、540.市町村条約適用利子等所得割額、541.都道府県条約適用利子等所得割額、542.市町村条約適用配当等所得割額、543.都道府県条約適用配当等所得割額、544.市町村特例適用利子等所得割額、545.都道府県特例適用利子等所得割額、546.市町村特例適用配当等所得割額、547.都道府県特例適用配当等所得割額、548.所得税条約適用利子等限度税率、549.所得税条約適用配当等限度税率、550.所得税条約適用利子等損通所得額、551.所得税条約適用配当等損通所得額、552.所得税特例適用利子等損通所得額、553.所得税特例適用配当等損通所得額、554.所得税条約適用利子等課税額、555.所得税条約適用配当等課税額、556.所得税特例適用利子等課税額、557.所得税特例適用配当等課税額、558.条約適用利子等所得税額、559.条約適用配当等所得税額、560.特例適用利子等所得税額、561.特例適用配当等所得税額、562.予備金額21、563.予備金額22、564.予備金額23、565.予備金額24、566.予備金額25、567.予備金額26、568.予備金額27、569.予備金額28、570.予備金額29、571.予備金額30、572.処理状況コード、573.決議フワグ、574.最新判定、575.仮最新判定、576.退避最新判定、577.通番、578.決議用処理年月日、579.世帯外区分該当コード、580.扶養者個人番号、581.配偶者個人番号、582.扶養専従区分該当コード、583.扶養区分該当コード、584.障害者区分該当コード、585.同居特障区分該当コード、586.同居老人区分該当コード、587.専従区分該当コード、588.専従申告区分該当コード、589.専従者給与入力フワグ、590.専従者給与所得額、591.合計所得入力フワグ、592.決議起因決議用処理年月日、593.通知書番号、594.徴収データ内連番、595.徴収データ内サブ連番、596.事業所個人番号、597.住民税受給者番号、598.普徴事業所番号、599.住民税異動事由コード1、600.住民税異動事由コード2、601.還付加算用住民税更正事由、602.法定納期限等、603.変更開始月期、604.徴収済月期、605.併徴普徴変更期、606.併徴普徴徴収済期、607.随時処理フワグ、608.差引課税額、609.既課税額、610.期別06月01期税額、611.賦課年度01、612.納期限01、613.期別07月02期税額、614.賦課年度02、615.納期限02、616.期別08月03期税額、617.賦課年度03、618.納期限03、619.期別09月04期税額、620.賦課年度04、621.納期限04、622.期別10月05期税額、623.賦課年度05、624.納期限05、625.期別11月06期税額、626.賦課年度06、627.納期限06、628.期別12月07期税額、629.賦課年度07、630.納期限07、631.期別01月08期税額、632.賦課年度08、633.納期限08、634.期別02月09期税額、635.賦課年度09、636.納期限09、637.期別03月10期税額、638.賦課年度10、639.納期限10、640.期別04月11期税額、641.賦課年度11、642.納期限11、643.期別05月12期税額、644.賦課年度12、645.納期限12、646.期別13期税額、647.賦課年度13、648.納期限13、649.期別14期税額、650.賦課年度14、651.納期限14、652.期別15期税額、653.賦課年度15、654.納期限15、655.期別16期税額、656.賦課年度16、657.納期限16、658.期別17期税額、659.賦課年度17、660.納期限17、661.期別18期税額、662.賦課年度18、663.納期限18、664.収納過年度更正フワグ、665.充当額、666.還付額、667.期別06月01期充当、668.期別07月02期充当、669.期別08月03期充当、670.期別09月04期充当、671.期別10月05期充当、672.期別11月06期充当、673.期別12月07期充当、674.期別01月08期充当、675.期別02月09期充当、676.期別03月10期充当、677.期別04月11期充当、678.期別05月12期充当、679.期別13期充当、680.期別14期充当、681.期別15期充当、682.期別16期充当、683.期別17期充当、684.期別18期充当、685.返戻01期、686.返戻課税年度01、687.返戻納期限01、688.返戻02期、689.返戻課税年度02、690.返戻納期限02、691.返戻03期、692.返戻課税年度03、693.返戻納期限03、694.返戻04期、695.返戻課税年度04、696.返戻納期限04、697.返戻05期、698.返戻課税年度05、699.返戻納期限05、700.差引課税額年金分、701.期別06月01期税額年金分、702.期別07月02期税額年金分、703.期別08月03期税額年金分、704.期別09月04期税額年金分、705.期別10月05期税額年金分、706.徴収税額特徴内訳分、707.市町村所得割額特徴内訳分、708.市町村均等割額特徴内訳分、709.都道府県所得割額特徴内訳分、710.都道府県均等割額特徴内訳分、711.地域台帳番号、712.世帯台帳番号、713.個人台帳番号、714.世帯番

号、715.混合世帯番号、716.氏名カナ、717.編集済氏名カナ、718.氏名漢字、719.編集済氏名漢字、720.宛名郵便番号、721.宛名住所コード、722.宛名住所、723.宛名地番、724.宛名地番数値1、725.宛名地番数値2、726.宛名地番数値3、727.宛名方書カナ、728.宛名方書漢字、729.世帯主氏名カナ、730.世帯主氏名漢字、731.性別区分、732.生年月日、733.元号フラグ、734.続柄コード、735.続柄名称漢字、736.電話番号、737.宛名行政区コード、738.住民区分、739.宛名消除区分、740.宛名増減事由コード、741.増減異動日、742.記載順位、743.旧氏名カナ、744.旧氏名漢字、745.外国人本名、746.検索用氏名カナ、747.検索用旧氏名カナ、748.遡り異動対象区分フラグ、749.遡り対象判定年月日、750.使用区分、751.住民税№01、752.住民税№02、753.住民税№03、754.住民税№04、755.住民税№05、756.住民税№06、757.住民税№07、758.住民税№08、759.住民税№09、760.住民税№10、761.住民税№11、762.住民税№12、763.住民税№13、764.住民税№14、765.住民税№15、766.注意フラグ、767.海外出張開始年月日、768.海外出張終了年月日、769.市内家族個人番号、770.市内家族氏名カナ、771.市内家族氏名漢字、772.申告書送付有無コード、773.申告書適用年月日、774.申告書送付理由コード、775.申告書送付№、776.指定徴収区分、777.徴収事業所番号、778.住登外仮登録フラグ、779.原票番号、780.課税294条該当コード、781.生保該当フラグ、782.証明書発行停止フラグ、783.294条通知発送有無フラグ、784.294条通知自治体コード、785.294条通知自治体名称、786.課税事由連番、787.課税事由№コード、788.課税事由別住所区分、789.課税事由別郵便番号、790.課税事由別住所コード、791.課税事由別住所、792.課税事由別地番、793.課税事由別方書カナ、794.課税事由別方書、795.電申税目区分、796.納税者ID、797.処理番号、798.処理番号連番、799.出力処理番号、800.出力区分、801.削除区分、802.eLTAX手続ID、803.作成区分、804.法人個人区分、805.法人格名称、806.前後区分、807.法人名称カナ、808.法人名称漢字、809.本支店区分、810.事業所名称カナ、811.事業所名称、812.本店所在地住所、813.本店所在地方書、814.氏名、815.住所、816.代理人属性コード、817.区税事務所コード、818.申告先税目有効区分、819.審査結果区分、820.eLTAX受付番号、821.申告受付日時、822.取込処理日、823.性別、824.代表者氏名漢字、825.代表者住所、826.地方公共団体コード、827.確定処理日、828.電申告書フラグ、829.番号法法人番号、830.申告書ステータス、831.明細書ステータス、832.eLTAX申告区分、833.eLTAX申告受付番号、834.XML連番、835.XML情報

2. 市税収納消込情報

1.自治体コード、2.識別番号(宛名番号及び個人番号)、3.履歴番号、4.サブ履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.現居住地区コード、14.使用業務コード、15.同定フラグ、16.住民区分、17.住民日、18.住民届出日、19.住定日、20.実定日、21.個人法人区分、22.法人種別区分、23.共有者フラグ、24.世帯番号、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.氏名カナ、28.氏名漢字、29.編集済氏名カナ、30.編集済氏名漢字、31.旧氏名カナ、32.旧氏名漢字、33.検索用氏名カナ、34.検索用氏名漢字、35.検索用旧氏名カナ、36.検索用旧氏名漢字、37.国籍コード、38.現住所郵便番号、39.現住所コード、40.現住所県名付加区分、41.現住所、42.現住所地番、43.現住所方書カナ、44.現住所方書漢字、45.現住所部屋番号、46.現住所前漢字地番数値、47.現住所地番数値1、48.現住所地番数値2、49.現住所地番数値3、50.現住所後漢字地番数値、51.現住所行政区コード、52.現住所自治会コード、53.現住所町内会コード、54.現住所小学校区コード、55.現住所中学校区コード、56.本籍地住所、57.転出先郵便番号、58.転出先住所コード、59.転出先住所、60.転出先地番、61.転出先方書カナ、62.転出先方書漢字、63.転出先部屋番号、64.転出先前漢字地番数値、65.転出先地番数値1、66.転出先地番数値2、67.転出先地番数値3、68.転出先後漢字地番数値、69.転入前住所郵便番号、70.転入前住所コード、71.転入前住所、72.転入前住所地番、73.転入前住所方書カナ、74.転入前住所方書漢字、75.転入前部屋番号、76.宛名郵便番号、77.宛名住所コード、78.宛名県名付加区分、79.宛名住所、80.宛名地番、81.宛名方書カナ、82.宛名方書漢字、83.宛名部屋番号、84.宛名前漢字地番数値、85.宛名地番数値1、86.宛名地番数値2、87.宛名地番数値3、88.宛名後漢字地番数値、89.宛名行政区コード、90.宛名自治会コード、91.宛名町内会コード、92.宛名小学校区コード、93.宛名中学校区コード、94.宛名住所変更フラグ、95.生年月日、96.生年月日不詳フラグ、97.元号フラグ、98.性別区分、99.続柄コード、100.続柄名称漢字、101.外国人通称氏名カナ、102.外国人通称氏名漢字、103.外国人本名カナ、104.外国人本名、105.宛名消除区分、106.亡者フラグ、107.宛名異動事由コード、108.異動日、109.異動届出日、110.宛名増減事由コード、111.増減異動日、112.記載順位、113.混合世帯番号、114.任意世帯番号、115.親事業所コード、116.特徴指定番号、117.共有者人数、118.法人代表者氏名漢字、119.登録資格区分、120.個人履歴番号、121.宛名ソートキー、122.電話番号ID、123.電話番号、124.編集電話番号、125.公開所属ID、126.電話番号区分、127.ユーザ名、128.所属名、129.業務ID、130.備考、131.税目コード、132.口座登録区分、133.申込年月日、134.振替区分、135.開始年月日、136.廃止年月日、137.口座停止日、138.停止解除日、139.銀行コード、140.支店コード、141.口座番号、142.通帳番号末番、143.預金種別区分、144.名義人カナ、145.名義人漢字、146.掲載希望区分、147.口座優先区分、148.備考、149.ソート順、150.納管人個人番号、151.納管人区分、152.納管人開始年月日、153.納管人終了年月日、154.送付開始年月日、155.送付終了年月日、156.送付先氏名カナ、157.送付先氏名漢字、158.送付先郵便番号、159.送付先住所コード、160.送付先住所、161.送付先住所地番、162.送付先方書カナ、163.送付先方書漢字、164.送付先部屋番号、165.送付先前漢字地番数値、166.送付先地番数値1、167.送付先地番数値2、168.送付先地番数値3、169.送付先後漢字地番数値、170.送付先行政区コード、171.法人番号、172.システム内統合宛名番号、173.情報提供フラグ、174.収納キー1、175.収納キー2、176.賦課年度、177.対象年度、178.通知書番号、179.期別コード、180.事業年度開始年月日、181.事業年度終了年月日、182.申告区分コード、183.連番、184.期割区分、185.調定年度、186.会計年度、187.前納報奨金、188.車両登録キー、189.車検区分コード、190.減免コード、191.期別調定額、192.期別収納額、193.延滞金調定額、194.延滞金収納額、195.督促料調定額、196.督促料収納額、197.納期限、198.繰上前納期限、199.納期変更フラグ、200.収納年月日、201.領収年月日、202.繰越時調定額、203.繰越時収納額、204.繰越調定額、205.繰越年月日、206.不納欠損額、207.表示用税目コード、208.表示用期月、209.随期フラグ、210.更正回数、211.収納回数、212.還付回数、213.充当回数、214.口振不能回数、215.納通返戻設定カウンタ、216.納通返戻設定年月日、217.督促返戻設定カウンタ、218.督促返戻設定年月日、219.納通発送年月日、220.督促発行年月日、221.更正年月日、222.国税更正年月日、223.更正届出年月日、224.更正請求年月日、225.更正通知年月日、226.過誤納金発生事由コード、227.法定納期限等、228.法定納期限、229.業務固有キー、230.漢字業務固有キー、231.申告年月日、232.調定年月日、233.延長月数、234.重加算対象税額、235.納税計画対象額、236.納税計画状態コード、237.納税計画カウンタ、238.執行停止カウンタ、239.不納欠損カウンタ、240.差押カウンタ、241.参加差押カウンタ、242.交付要求カウンタ、243.繰上徴収カウンタ、244.その他処分カウンタ、245.徴収猶予カウンタ、246.換価猶予カウンタ、247.滞納整理組合カウンタ、248.納税承継カウンタ、249.督促停止カウンタ、250.催告停止カウンタ、251.納通公示カウンタ、252.督促公示カウンタ、253.電話催告停止カウンタ、254.時効中断年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【市税滞納管理ファイル】

1. 宛名情報

1.識別番号(宛名番号及び個人番号),2.住民区分,3.通知書番号,4.リンク番号,5.一元区分,6.世帯番号,7.主従区分,8.主担当者コード,9.主担当者変更事由,10.予定金額,11.事業種目コード,12.付箋内容コード,13.件名,14.住所,15.住所コード,16.住所外字フラグ,17.住所履歴連番,18.住所超過フラグ,19.住民区分,20.使用区分,21.備考,22.優先順位,23.入力区分,24.出張担当フラグ,25.出張担当者コード,26.出張担当者変更事由,27.前回入力区分,28.前回基準日,29.前回期限,30.前回滞納区分,31.前回設定日,32.副担当者コード,33.副担当者変更事由,34.勤務先リンク番号,35.勤務先入力区分,36.勤務先連番,37.口座名義人カナ,38.口座番号,39.口座連番,40.号枝番,41.名寄リンク番号,42.名称清音カナ,43.国籍コード,44.地図区分,45.地図巻コード,46.地図年度,47.地図番号,48.地図頁,49.基準日,50.外国人名カナ,51.外国人本名,52.子々番,53.子番,54.宛名,55.宛名カナ,56.宛名外字フラグ,57.宛名超過フラグ,58.対象課税終了年度,59.対象課税開始年度,60.就職日,61.性別コード,62.戸籍連番,63.担当割地区コード,64.拠点コード,65.支店コード,66.数値1,67.数値2,68.数値3,69.数値4,70.数値5,71.文字1,72.文字2,73.文字3,74.文字4,75.文字5,76.文字6,77.文字7,78.文字8,79.文字9,80.文字10,81.方書,82.日付1,83.日付2,84.日付3,85.日付4,86.日付5,87.日本語1,88.日本語2,89.日本語3,90.日本語4,91.日本語5,92.時刻,93.更新ユーザID,94.更新ユーザID,95.更新日時,96.更新画面ID,97.更新端末名,98.有効フラグ,99.期限,100.本籍地,101.機能処理番号,102.機能種類コード,103.死亡日,104.法人名,105.法人名カナ,106.注意事項コード,107.消除事由,108.消除日,109.滞納事由,110.滞納区分,111.滞納科目コード1,112.滞納科目コード10,113.滞納科目コード11,114.滞納科目コード12,115.滞納科目コード13,116.滞納科目コード14,117.滞納科目コード15,118.滞納科目コード2,119.滞納科目コード3,120.滞納科目コード4,121.滞納科目コード5,122.滞納科目コード6,123.滞納科目コード7,124.滞納科目コード8,125.滞納科目コード9,126.滞納金額,127.照会印刷除外フラグ,128.特別事由,129.特別区分,130.特記メモ,131.特記事項,132.生保廃止日,133.生保開始日,134.生年月日,135.町コード,136.画像用途コード,137.画像種類コード,138.番地番,139.異動事由,140.異動日,141.発行制限区分,142.発行機能コード,143.登録事由,144.登録日,145.確定延滞金,146.科目,147.筆頭者名,148.約束内容コード,149.約束履行有無,150.約束日,151.約束時刻,152.約束連番,153.納付種類コード,154.納税組合コード,155.終了日,156.続柄コード,157.職業コード,158.自治省コード,159.色コード,160.行政区コード,161.記録日,162.記録時刻,163.設定日,164.設定者ID,165.詳細連番,166.調査日,167.返戻フラグ,168.退職日,169.送付先リンク番号,170.送付先区分,171.送付先名,172.送付先名カナ,173.送付先外字フラグ,174.送付先超過フラグ,175.送付先連番,176.通称名,177.通称名カナ,178.連絡先コード,179.連絡先内容,180.連絡先名,181.連絡先種類コード,182.連絡先連番,183.郵便番号,184.金融機関コード,185.開始日,186.関連種類コード,187.関連者リンク番号,188.預金種別コード,189.DV区分

2. 期別情報

1.コンビニコード,2.データ区分,3.完納フラグ,4.申告区分,5.科目,6.通知書番号,7.リンク番号,8.事由発生日,9.作成日,10.修正延滞金,11.修正督促手数料,12.修正調定額,13.停止種類コード,14.催告延長期限,15.入力区分,16.内数種類コード,17.処分連番,18.処理拠点コード,19.収納履歴連番,20.収納延滞金,21.収納方法コード,22.収納日,23.収納督促手数料,24.収納連番,25.収納額,26.口座不能フラグ,27.執行停止時効完成日,28.執行停止時効起算日,29.完納フラグ,30.延滞金,31.延滞金起算日,32.指示順序,33.支店コード,34.数値1,35.数値2,36.数値3,37.数値4,38.数値5,39.文字1,40.文字2,41.文字3,42.文字4,43.文字5,44.文字6,45.文字7,46.文字8,47.文字9,48.文字10,49.日本語1,50.日本語2,51.日本語3,52.日本語4,53.日本語5,54.時効事由,55.時効完成日,56.時効履歴連番,57.時効起算日,58.更新ユーザID,59.更新ユーザID,60.更新日時,61.更新画面ID,62.更新端末名,63.更正延滞金,64.最終収納日,65.最終領収日,66.期,67.根拠法令等,68.機能処理番号,69.機能種類コード,70.欠損事由,71.欠損年度,72.欠損理由,73.欠損理由詳細,74.欠損督促手数料,75.欠損確定日,76.欠損種類コード,77.欠損調定額,78.活動・調査事項,79.消込日,80.消込管理番号,81.申告区分,82.発行年度,83.発送予定日,84.発送内容コード,85.発送種類コード,86.相当年度,87.督促手数料,88.督促状指定納期限,89.督促発送期限,90.督促停止連番,91.確定延滞金,92.確定延滞金有無,93.科目,94.納付延滞金,95.納付書番号,96.納付書番号内連番,97.納付督促手数料,98.納付金額,99.納期限,100.納税組合コード,101.累計収納額,102.累計延滞金,103.累計督促手数料,104.終了日,105.経過記録連番,106.設定日,107.調定額,108.資格番号,109.賦課年度,110.賦課拠点コード,111.返戻経過記録連番,112.通知書番号,113.速報データ区分,114.金融機関コード,115.開始日,116.集合通知書番号,117.領収日,118.領収時刻

3. 経過記録情報

1.イメージデータID,2.リンク番号,3.交渉結果コード,4.件名,5.処理拠点コード,6.区分1,7.区分2,8.区分3,9.場所コード,10.帳票公示送達日,11.帳票公示送達状況コード,12.帳票再転送日,13.帳票回答有無,14.帳票延滞金計算日,15.帳票発送日,16.帳票種類コード,17.帳票調査日,18.帳票返戻日,19.帳票返戻解除日,20.担当者コード,21.担当者名,22.接触フラグ,23.日付1,24.日付2,25.更新ユーザID,26.更新日時,27.更新画面ID,28.更新端末名,29.画像種類コード,30.相手コード,31.経過内容,32.経過内容コード,33.経過種別コード,34.経過記録連番,35.記録日,36.記録時刻,37.記録詳細,38.重要表示フラグ

4. 分納情報

1.リンク番号,2.一回分金額,3.一括送付回数,4.備考,5.備考コード,6.内数種類コード,7.内訳連番,8.処理拠点コード,9.分納入金額,10.分納取消日,11.分納回数,12.分納対象区分,13.分納連番,14.分納開始年月,15.加算月A,16.加算月B,17.加算開始年A,18.加算開始年B,19.加算額A,20.加算額B,21.収納連番,22.口座名義人カナ,23.口座番号,24.回数,25.完納日,26.対応コード,27.履行判断区分,28.履行区分,29.年度機能処理番号,30.延滞金区分,31.延滞金計算フラグ,32.延滞金計算日,33.当初回数,34.担当者コード,35.担当者名,36.支店コード,37.日付区分,38.更新ユーザID,39.更新日時,40.更新画面ID,41.更新端末名,42.月間隔,43.本日入金額,44.決裁日,45.消込区分,46.現誓約フラグ,47.発行回数,48.発行日,49.督促フラグ,50.端数処理区分,51.管理番号,52.約束管理フラグ,53.納付予定日,54.納付合計額,55.納付延滞金,56.納付書番号,57.納付督促手数料,58.納付約束時刻,59.納付額,60.累計納付額,61.経過記録連番,62.計算方法区分,63.誓約日,64.資料番号,65.金融機関コード,66.預金種別コード

5. 延滞金減免情報

1.リンク番号,2.作成機能区分,3.処分連番,4.処理拠点コード,5.収納連番,6.延滞金減免連番,7.文書番号,8.文書番号年,9.更新ユーザID,10.更新日時,11.更新画面ID,12.更新端末名,13.機能種類コード,14.決裁事項内容,15.決裁日,16.決裁減免区分,17.決裁減免率,18.減免後延滞金,19.減免申請理由内容,20.減免終了日,21.減免開始日,22.申請日,23.申請減免区分,24.申請減免率,25.調査日

6. 納付受託情報

1.リンク番号,2.備考,3.内数種類コード,4.内訳連番,5.処理拠点コード,6.券面金額,7.収納連番,8.取消日,9.取立費用額,10.受託日,11.完了日,12.年度機能処理番号,13.延滞金区分,14.延滞金計算フラグ,15.延滞金計算日,16.担当者コード,17.担当者名,18.振出人名,19.振出地,20.振出日,21.支払人名,22.支払地,23.支払期日,24.更新ユーザID,25.更新日時,26.更新画面ID,27.更新端末名,28.決裁日,29.消込区分,30.督促フラグ,31.納付受託連番,32.納付合計額,33.納付延滞金,34.納付書番号,35.納付督促手数料,36.納付額,37.納期限,38.記号番号,39.証券種類コード

7. 入金情報

1.入金延滞金,2.入金日,3.入金督促手数料,4.入金納付書番号,5.入金納付書番号内連番,6.入金額,7.内数種類コード,8.収納履歴連番,9.

収納方法コード,10.収納連番,11.取消フラグ,12.延滞金計算日,13.復命書印刷フラグ,14.担当者コード,15.担当者名,16.時効履歴連番,17.更新ユーザID,18.更新日時,19.更新画面ID,20.更新端末名,21.納付書印刷フラグ,22.経過記録連番,23.領収書番号
 8. 債務承認情報
 1.リンク番号,2.備考,3.内数種類コード,4.内訳連番,5.処理拠点コード,6.券面金額,7.収納連番,8.取消日,9.取立費用額,10.受託日,11.完了日,12.年度機能処理番号,13.延滞金区分,14.延滞金計算フラグ,15.延滞金計算日,16.担当者コード,17.担当者名,18.振出人名,19.振出地,20.振出日,21.支払人名,22.支払地,23.支払期日,24.更新ユーザID,25.更新日時,26.更新画面ID,27.更新端末名,28.決裁日,29.消込区分,30.督促フラグ,31.納付受託連番,32.納付合計額,33.納付延滞金,34.納付書番号,35.納付督促手数料,36.納付額,37.納期限,38.記号番号,39.証券種類コード,7.入金情報,1.入金延滞金,2.入金日,3.入金督促手数料,4.入金納付書番号,5.入金納付書番号内連番,6.入金額,7.内数種類コード,8.収納履歴連番,9.収納方法コード,10.収納連番,11.取消フラグ,12.延滞金計算日,13.復命書印刷フラグ,14.担当者コード,15.担当者名,16.時効履歴連番,17.更新ユーザID,18.更新日時,19.更新画面ID,20.更新端末名,21.納付書印刷フラグ,22.経過記録連番,23.領収書番号
 8. 債務承認情報,1.リンク番号,2.備考,3.債務承認連番,4.内数種類コード,5.内訳連番,6.収納連番,7.対応者,8.対応者コード,9.延滞金,10.延滞金計算フラグ,11.延滞金計算日,12.更新ユーザID,13.更新日時,14.更新画面ID,15.更新端末名,16.未到来フラグ,17.機能種類コード,18.決裁日,19.督促フラグ,20.督促手数料,21.納付額,22.納期限,23.累計収納額,24.累計延滞金,25.累計督促手数料,26.要すフラグ,27.調定額,28.調査日,29.起案日
 9. 調査情報
 1.データ照会連番,2.リンク番号,3.丁目,4.住所,5.備考,6.内容,7.勤務先連番,8.名称,9.回答メモ,10.回答日,11.地番,12.更新ユーザID,13.更新日時,14.更新画面ID,15.更新端末名,16.照会先番号,17.照会区分,18.照会文書連番,19.照会日,20.照会状況区分,21.照会種類コード,22.町村,23.登録担当者コード,24.登録日,25.種別コード,26.自治省コード,27.詳細連番,28.調査予定区分,29.調査予定対象連番,30.調査予定連番,31.請求通数1,32.請求通数2,33.財産連番,34.郡市区,35.関係者連番
 10. 財産情報
 1.データ連携番号,2.リンク番号,3.休日時コード,4.住所コード,5.住所相違,6.保護預り契約内容,7.保護預り契約有無,8.備考,9.債務者住所,10.債務者名,11.債務者郵便番号,12.債権額,13.公売区分,14.処分財産連番,15.処分連番,16.函番号,17.原簿閲覧日,18.参考事項,19.収納連番,20.取引有無,21.取扱店名,22.口座内容コード,23.口座名義人,24.口座番号,25.契約日,26.定期振込日,27.定期振込額,28.履行期限コード,29.履行期限内容,30.差押見込コード,31.延滞金,32.当初貸付金額,33.所持者住所,34.所持者氏名,35.担保物件,36.時間指定1コード,37.時間指定2コード,38.更新ユーザID,39.更新日時,40.更新画面ID,41.更新端末名,42.最終取引日,43.権利者区分,44.権利者番号,45.毎月返済額,46.法定納期限等,47.満期日,48.現在残高,49.生命保険有無,50.登録番号,51.督促手数料,52.種別コード,53.種別内容,54.第三債務者住所,55.第三債務者住所コード,56.第三債務者名,57.第三債務者郵便番号,58.納期限,59.設定日,60.設置場所,61.詳細区分,62.詳細連番,63.調定額,64.調査日,65.調査財産連番,66.財産内容,67.財産種類コード,68.財産管理区分,69.財産連番,70.財産関連連番,71.貸付有無,72.貸付残高,73.貸金庫契約日,74.貸金庫契約有無,75.資料番号,76.車台番号,77.車名及び型式,78.返済予定日,79.送付先住所,80.送付先住所コード,81.送付先名,82.送付先郵便番号,83.配当見込区分,84.配当連番,85.電話番号,86.預金種別コード
 11. 処分情報
 1.カナ名称,2.リンク番号,3.事件番号,4.事件番号区分,5.事件番号年度,6.交付場所,7.交付時刻,8.交付期日,9.住所,10.住所コード,11.保管命令日,12.保管解除手続,13.備考,14.債権者番号,15.債権者財産連番,16.債権額,17.充当連番,18.入力区分,19.入金前残高,20.入金額,21.内数種類コード,22.内訳連番,23.処分状況コード,24.処分状況コード,25.処分種別コード,26.処分種類コード,27.処分詳細コード,28.処分連番,29.処分金額,30.処理拠点コード,31.出張担当者コード,32.占有日,33.占有者住所,34.占有者住所コード,35.占有者名,36.占有者方書,37.占有者郵便番号,38.占有者関係,39.反対債権内容コード,40.反対債権金額,41.収納連番,42.取立種別コード,43.受付日,44.受付番号,45.受付番号区分,46.受入金額,47.合算区分,48.名称,49.名称カナ,50.執行予定日,51.執行日,52.執行機関番号,53.変更後時刻,54.変更後納期限,55.差押日,56.帳票備考,57.延滞金,58.延滞金区分,59.延滞金計算フラグ,60.延滞金計算日,61.引渡期限,62.搜索場所,63.搜索日,64.搜索終了時刻,65.搜索開始時刻,66.搬出日,67.文書番号,68.文書番号年,69.方書,70.更新ユーザID,71.更新日時,72.更新画面ID,73.更新端末名,74.本日残高,75.残余金,76.残余金交付,77.残余金計算値,78.決裁日,79.法務局番号,80.法定納期限等,81.消込区分,82.漢字名称,83.特定記録送付日,84.発行日,85.登録年月日,86.督促フラグ,87.督促区分,88.督促手数料,89.破産手続開始日,90.破産管財人番号,91.種目内容,92.立会人1住所,93.立会人1住所コード,94.立会人1名,95.立会人1方書,96.立会人1郵便番号,97.立会人1関係,98.立会人2住所,99.立会人2住所コード,100.立会人2名,101.立会人2方書,102.立会人2郵便番号,103.立会人2関係,104.納付額,105.納期限,106.納期限変更連番,107.累計収納額,108.累計延滞金,109.累計督促手数料,110.職氏名番号,111.複数フラグ,112.解除処分連番,113.解除区分,114.解除日,115.解除理由,116.解除理由内容,117.設定日,118.詳細連番,119.調定額,120.財産引渡手続,121.財産種類コード,122.財産表示コード,123.財産連番,124.起案日,125.郵便番号,126.配当連番,127.配当金額,128.配当順位,129.配当額
 12. 執行停止情報
 1.リンク番号,2.代表者名,3.住基登録区分,4.住所,5.住所コード,6.処理拠点コード,7.勤務先名,8.取消事由,9.名称,10.名称カナ,11.執行停止理由,12.執行停止要件コード,13.執行停止解除理由,14.執行停止連番,15.文書番号,16.文書番号年,17.方書,18.更新ユーザID,19.更新日時,20.更新画面ID,21.更新端末名,22.決裁日,23.法人登記有無,24.照会先自治体コード,25.生年月日,26.解除日,27.起案日,28.転出先住基有無,29.転出先住所,30.転出先方書,31.転出先除票日,32.転出先除票理由コード,33.郵便番号,34.除票日,35.除票理由コード,36.電話番号
 13. 猶予情報
 1.リンク番号,2.住所,3.保証人リンク番号,4.処理拠点コード,5.原因日,6.取消理由,7.受付日,8.受付番号,9.受理日,10.名称,11.名称カナ,12.手入力フラグ,13.担保提供コード,14.担保提供内容,15.担保種類コード,16.文書番号,17.文書番号年,18.文章番号年,19.方書,20.更新ユーザID,21.更新日時,22.更新画面ID,23.更新端末名,24.決裁日,25.法務局番号,26.猶予事由,27.猶予種類コード,28.猶予連番,29.申請日,30.終了日,31.解除理由,32.許可区分,33.財産連番,34.起案日,35.郵便番号,36.開始日,37.電話番号
 14. 承継情報
 1.リンク番号,2.住所,3.備考,4.処理拠点コード,5.前年所得額,6.名称,7.変更前納付義務承継額,8.承継リンク番号,9.承継内訳連番,10.承継種類コード,11.承継連番,12.承継額,13.指定納期限,14.文書番号,15.文書番号年,16.更新ユーザID,17.更新日時,18.更新画面ID,19.更新端末名,20.根拠規定,21.決裁日,22.滞納状況,23.理由,24.相続分子,25.相続分母,26.相続財産評価額,27.相続開始日,28.納付場所,29.納付責任額,30.続柄コード,31.職種,32.評価額,33.財産調査状況,34.責任限度,35.起案日,36.郵便番号
 15. 個人住民税賦課情報
 1.通知書番号,2.リンク番号,3.分離所得課税標準額,4.市区町村民税均等割額,5.市区町村民税所得割額,6.年金特徴期別税額,7.年金特徴期別税額,8.年金特徴期別税額,9.年金特徴期別税額,10.年金特徴期別税額,11.年金特徴期別税額,12.所得控除コード,13.所得控除区分,14.所得控除符号,15.所得控除超過フラグ,16.所得控除金額,17.所得額合計,18.所得額合計符号,19.控除額合計,20.普徴期別税額,21.普徴期別税額,22.普徴期別税額,23.普徴期別税額,24.普徴期別税額,25.普徴期別税額,26.普徴期別税額,27.普徴期別税額,28.普徴期別税額,29.普徴期別税額,30.普徴期別税額,31.普徴期別税額,32.普徴期別税額,33.普徴期別税額,34.更新日時,35.更新画面ID,36.更新端末名,37.更正事由,38.更正日,39.特徴義務者リンク番号,40.特普区分,41.申告区分,42.相当年度,43.給与特徴期別税額,44.給与特徴期別税額,45.給与特徴期別税額,46.給与特徴期別税額,47.給与特徴期別税額,48.給与特徴期別税額,49.給与特徴期別税額,50.給与特徴期別税額,51.給与特徴期別税額,52.給与特徴期別税額,53.給与特徴期別税額,54.給与特徴期別税額,55.総所得課税標準額,56.詳細連番,57.課税資料番号,58.課税資料種類コード,59.賦課年度,60.通知書番号,61.

都道府県民税均等割額,62.都道府県民税所得割額,63.青色申告区分

【公金受取口座情報ファイル】

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名
地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月
日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、
26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番
号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キー1、39.収納キー2、40.
履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状
態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度
終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コ
ード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期
限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰
越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回
数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発
送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、
100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調
定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウ
ンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収
猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示
カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日、129.口座登録・連携ファイル関係情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、市税滞納管理ファイル、公金受取口座情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手は、住民基本台帳システム及び共通宛名システムにて登録した情報のみに限定されているため、対象者以外の情報を入手することはない。 ＜滞納整理システムにおける措置＞ ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手は、個人住民税システムの登録情報のみに限定されているため、対象者以外の情報を入手することはない。 ＜届出、申請及び申告等（以下「申告等」という。）における措置＞ ・申告等により特定個人情報を入手する際、個人番号カード、運転免許証及びパスポート等をはじめとした官公署が発行する顔写真付きの身分証明書（以下「身分証明書等」という。）の提示により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手を防止する。代理人による申告等の場合、代理人自身について身分証明書等による本人確認を行うとともに、住民票上世帯外の者については、代理権者であることを示す委任状の提出を必要とする。住民以外から入手した申告等情報について、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他地方公共団体へ転送、もしくは入手元へ返送する。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・eLTAXからの入手分について、地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 - また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ・国税連携システムでは、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じ、国税庁及び地方公共団体としか繋がっておらず、国税庁及び他市区町村が本市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ＜マイナポータルびったりサービスにおける措置＞ ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要なものの要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。
	＜個人住民税システムにおける措置＞ ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手については、住民基本台帳システム及び共通宛名システムにて入力した情報をあらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法に限定されているため、必要な情報以外を入手することはない。 ＜滞納整理システムにおける措置＞ ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手については、個人住民税システムにおける登録情報をあらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法に限定されているため、必要な情報以外を入手することはない。 ＜申告等における措置＞ ・申告等について、あらかじめ必要な情報のみ記載事項とする様式としている。また、個人住民税情報ファイル自体が不必要な情報を入力することができない仕様となっている。申告等の際は、内容について説明をするとともに、不必要な情報の記載がないよう指導する。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。 ＜マイナポータルびったりサービスにおける措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム、滞納整理システムにおける措置> ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手については、厳重に入館・入退室管理が行われているデータセンターとの閉域の通信に限定することにより、安全を担保している。 ・端末操作する職員については、ユーザ毎に利用可能な機能(権限)を制限している。 <申告等における措置> ・申告等は、定められた窓口により、又は本市を宛名とする郵送によってのみ行われる。窓口での申告等の際は、その目的及び内容について説明を行い、本人又は代理人の理解を得た上で受け付ける。 <審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置> ・申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ・特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。 <マイナポータルびったりサービスにおける措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報that不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<申告等における措置> ・申告等の際には、身分証明書等の提示により本人確認を行い、身分証明書等の提示がない場合は、2点以上の本人確認書類の提示により、本人確認を行う。 ・代理人による申告等の場合、代理人自身について身分証明書等による本人確認を行うとともに、住民票上世帯外の者については、代理権者であることを示す委任状の提出を必要とする。 <審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人からの入手について、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。)第3条(電子情報処理組織を利用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供にかかる情報の送信を受けることにより確認する。 ・給与支払者、公的年金等支払者及び国税庁からの入手について、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条は適用されない(提供を行う者自身の本人確認は本人又は本人の代理人と同様である。))。 ・国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は本人又は本人の代理人と同様である。))。 <マイナポータルびったりサービスにおける措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。

個人番号の真正性確認の措置の内容	<申告等における措置> ・入手した申告等の情報について、個人番号や基本4情報を共通宛名システム又は住基ネットワークシステムと照合することにより、真正性を確認する。 <審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置> ・申告データ等を個人住民税システムへ登録する際、共通宛名システムと照合することにより、真正性確認をする。 ・給与支払者、公的年金等支払者及び国税庁からの入手について、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条は適用されない。 ・国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<申告等における措置> ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 <審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置> ・本人又は代理人、給与支払者、及び公的年金等支払者については、審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保管するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。 ・国税庁からの入手について、正確性の確保は特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ・他市区町村からの入手について、国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 <マイナポータルびったりサービスにおける措置> ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム、滞納整理システムにおける措置> ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手については、厳重に入館・入退室管理が行われているデータセンターとの閉域の通信に限定することにより、情報漏えい・紛失等を防止している。 <申告等における措置> ・申告等において、申告等が他者の目に触れないよう仕切り板等で遮断する。 ・申告等においては職員が対応し、入手した紙媒体及び電子記録媒体の申告等情報は、個人住民税システムへ情報を入力後、速やかに職員以外の者が入室できない場所へ保管する。 <審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人、給与支払者及び公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの入手について、申告等の手続きを行う者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)から地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 ・国税庁及び他市区町村からの入手について、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 <マイナポータルびったりサービスにおける措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・個人住民税システム及び滞納整理システム端末の画面は、来庁者の目に触れないように設置する。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・情報連携に必要な情報との紐付けは不可能としている。 ・団体内統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めていない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税課税に関する事務において、個人住民税システム、滞納整理システム、審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、先で述べた情報の入手からしてそもそも当該事務に必要な情報のみを保有することとなるため、不必要な情報との紐づけが行われることはない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザーID、パスワード及び静脈による二要素認証(LGWAN接続端末についてはIDパスワード認証のみ)を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードは定期的に変更している。なお、一定期間変更がなかった場合は、ログイン時にパスワード変更画面に遷移するよう設定している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・人事異動や権限変更があった場合は、新しく権限を付与する者及び権限を失効させる者について、書面で管理者が決裁し、システムに内容を反映している。また、権限内容について定期的に確認している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末操作資格者のアクセス可能機能の権限一覧表を作成している。 ・業務上アクセスが不要となった機能については、アクセス権限の変更または削除している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・端末から検索、更新した際のアクセスログを記録している。 ・処理日時、端末情報、部署情報、操作者情報、処理事由を記録している。 ・バックアップされたアクセスログは一定期間保管している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・アクセスログを取得しており、不正利用された場合にアクセスログを追跡できる仕組みとなっている。 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。 ・委託業者(再委託業者を含む。)に従業者に対するセキュリティ教育を義務付ける。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・端末には特定個人情報を保存することができない仕組みとなっている。 ・端末は外部媒体を使用することができない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理されており、権限のある者のみがアクセスできる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり個人住民税課税情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に配置する。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・コンビニ交付を実施する事業者のセキュリティ対策として監視カメラの設置が義務付けられている。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	<システム運用・保守委託について> ・委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制として、プライバシーマーク等の公共機関の認定・認証を取得していることを選定基準としている。 ・委託業者の選定及び契約締結の決裁を行うなかで、委託業者の社会的信用と能力を確認している。 ・委託業者の業者登録内容が有効か適時確認している。 <その他業務委託について> ・委託業者の選定において、ISMS認証またはプライバシーマークの取得を要件としている。 ・契約にあたり、契約約款で個人情報取扱特記事項を遵守することを規定している。 ・委託契約の調査条項に基づき、業務の処理状況や個人情報の取扱い状況について、随時調査を行い、または報告を求める。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<システム運用・保守委託について> ・委託業者から実施体制及び名簿を提出させ、閲覧者・更新者を必要最小限としている。 ・委託業者(作業員)に個人情報保護に係る誓約書を提出させている。 ・誓約書の提出があった者に対して必要な業務と期間のみシステム操作の権限を与えている。 <その他業務契約において> ・委託業者の選定において、適正な業務責任者を配置できることを条件にしている。配置予定の業務責任者を入札参加申請書に記入させ、当該業務責任者について雇用関係の分かる保険証等の写しの添付を義務付けている。 ・当該責任者が、契約約款で規定する個人情報取扱特記事項を遵守し、特定個人情報ファイルの関係者・更新者を必要最小限とするため、関係者以外の立ち入りを禁止する等適切な処置を講じ管理する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システム運用・保守委託、その他業務委託については、アクセスログまたは作業記録を残している。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への提供は認めていない。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<システム運用・保守について> ・業務委託に関しては、委託契約にて委託業務実施場所を本市事務所内及びリモート接続拠点(遠隔操作)に限定している。 ・リモート接続拠点からの接続回線は、庁内のネットワークへは直接アクセスできない設定とし、外部から任意の接続が行えないように設定している。また、遠隔操作時は常時画面を録画しており、不正操作を抑止している。 ・明石市特定個人情報取扱基準及び要領にもとづき、定期的に適正な特定個人情報の取扱いにかかる報告を提出させている。 <その他業務委託について> ・委託契約にて、個人情報取扱特記事項を遵守し、管理に関して適切な処置を講じること、及び事務従事者へ周知徹底することを規定している。 ・委託業者は、業務委託仕様書に基づき適切に処理を行う。 ・委託業者に特定個人情報を提供する際は、日付及び件数を記載した受領書に確認印を押印してもらう。業務完了後、委託業者から受領する際、本市担当者が件数を確認の上、確認印を押印する。 ・委託契約の調査条項に基づき、業務の処理状況や個人情報の取扱い状況について、随時調査を行い、または報告を求める。

特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	<システム運用・保守委託について> ・業務委託に関しては、委託契約にて委託業務実施場所を本市事務所内及びリモート接続拠点(遠隔操作)に限定している。 ・リモート接続拠点からの接続回線は、市内のネットワークへは直接アクセスできない設定とし、外部から任意の接続が行えないように設定している。また、遠隔操作時は常時画面を録画しており、不正操作を抑止している。 ・保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去するよう規定している。 ・明石市特定個人情報取扱基準及び要領にもとづき、定期的に適正な特定個人情報の取扱いにかかる報告を提出させている。 <その他業務委託について> ・個人情報取扱特記事項にて、受託者は、本市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに本市に返還し、または引き渡すものと規定している。 ・個人情報取扱特記事項にて、業務委託に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、個人情報が漏えいすることのないよう、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならないと規定している。 ・委託契約の調査条項に基づき、業務の処理状況や個人情報の取扱い状況について、随時調査を行い、または報告を求める。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	特定個人情報を含む個人情報のすべてのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 ・委託業務の遂行上知り得た内容を他に漏らし、または他の目的に使用しないこと。契約が終了し、または解除された後においても同様とする。 ・委託業務以外のために仕様書、資料及び成果物に記録されたデータ等を使用しないこと。 ・本市の指示がある場合を除き、契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外に利用し、又は本市の承諾なしに第三者に提供しないこと。 ・委託業務の実施上知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。 ・本市から引き渡された個人情報が記録された資料等を本市の承諾なしに複製又は複製しないこと。 ・委託業務が完了したときは、関連資料等を直ちに返還し、又は引き渡すこと。 ・契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、指示に従うこと。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・許可のない再委託は認めていない。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を適用している。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置> ・共通宛名システム等庁内システムとのデータ連携については、システム上で自動化されている。 ・端末機で情報を利用した場合は、操作履歴（ログ）を記録している。 <審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置> ・審査システム（eLTAX）を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。 ・審査システム（eLTAX）を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。 ・審査システム（eLTAX）を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。 地方税ポータルセンタ（eLTAX）から公的年金支払者へ特別徴収税額通知データ等の情報が記録されたDVDをセキュリティ便に預ける際には、DVDの払出しを記録している。 ・国税連携システム（eLTAX）を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム（eLTAX）に記録される。 <その他紙媒体での提供・移転における措置> ・他の実施機関へ情報提供の際、番号法第19条第10号、番号法施行令第22条第1項及び同法施行令第29条の規定に基づき、送付記録を7年間保存する等の措置をとる。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置> ・情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを確認し、承認を得ればデータ利用ができる。 <審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置> ・本人又は本人の代理人、給与支払者及び公的年金等支払者に対し、審査システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税庁及び他市区町村に対し、国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 <その他紙媒体での提供・移転における措置> ・他の実施機関へ情報提供の際、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置（番号法第19条第10号、番号法施行令第22条第3号、番号法施行規則第20条第3号）を講ずる。 ・情報の提供・移転を行う場合、複数職員間による確認を行い、提供の可否につき決裁を経る。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置＞ ・データ利用が承認されていない部署への情報の提供・移転はされないことがシステム上で担保される。 ・各システムへのアクセスは、権限のある者のみに限定している。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・本人又は本人の代理人及び給与支払者に対し、審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受けるものが提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ（eLTAX）に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・公的年金等支払者に対し、審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することが出来ず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化しているため、情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。地方税ポータルセンタから公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。 ・国税庁及び他市区町村に対し、国税連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため、情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 ＜その他紙媒体での提供・移転における措置＞ ・他の実施機関へ情報提供の際、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置（番号法第19条第10号、番号法施行令第22条第3号、番号法施行規則第20条第3号）を講ずる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置＞ ・データ利用が承認されていない部署への情報の提供・移転はされないことがシステム上で担保される。 ＜審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置＞ ・本人又は本人の代理人及び給与支払者に対し、審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、情報処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ・公的年金等支払者に対し、審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。 ・国税庁及び他市区町村に対し、国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本市から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するように系統的に担保している。なお、他市区町村との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から他市区町村までは閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。 ＜その他紙媒体での提供・移転における措置＞ ・複数職員間による確認を行い、提供・移転の可否につき決裁を経ることで、誤った情報の送付及び誤送付を防止する。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムは中間サーバーとの間での通信及び特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・照会対象者の個人番号に基づき、正確に符号の紐付けが行われるため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムは、庁内ネットワーク及びLGWANのみに接続されたシステムであるため、操作ミス等による外部への情報の提供漏えいのリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に規定された事務以外の事務においては、団体内統合宛名システムに接続することができないため、不正な提供が行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの特定個人情報をどの職員がどのような目的で提供したのかがすべて記録される。(提供記録は7年分保管する。) ・取得したログは定期的に確認を行う。 ・番号法及び条例上認められる提供以外行わないようにする。 ・他機関からの提供が認められなかった場合についても記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムは中間サーバーとの間での通信及び特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されているため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムの運用における措置＞ ・中間サーバーへの連携は適切な頻度で更新し、その正確性を担保することでリスクに対応する。 ・また、団体内統合宛名システムは中間サーバーとの間での通信及び個人情報の提供のみを実施するよう設計されているため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<明石市における措置> ・電子計算機、データを含んだ記録媒体の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・厳重に入館・入室管理されたデータセンターにサーバーを設置している。 ・システムのバックアップデータは媒体に格納し、遠隔地に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<明石市における措置> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには随時パッチ適用を実施している。 ・国税連携システム(eLTAX)の接続先は外部とのネットワークであるが、国税庁や他地方公共団体との専用回線であるため、住民等外部からの接続はできない。 ・審査システム(eLTAX)の接続先は外部とのネットワークであるが、地方税共同機構の管理するネットワークであり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。 ・eLTAX利用のための端末において、長時間にわたり税務情報を画面に表示したままにしないよう、スクリーンセーバーの起動までの時間は5分以内に設定しており、解除のためには再度パスワードの入力を要する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】(案)」(令和4年8月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・死者の個人番号も現存者の個人番号と同様に管理している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ・住登者については、住民基本台帳法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施する住民基本台帳と連携することから、正確な情報であることが担保されている。 ・住登外者については、住登者と同様に正確な記録を確保できるよう業務所管課で住民基本台帳ネットワークシステムの情報を確認するなど、正確な情報を管理する。 <個人住民税システムにおける措置> ・納税者の賦課情報については、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、及び申告等にて入手する情報に基づき賦課及び更正を行うことで随時更新される。 <滞納整理システムにおける措置> ・納税者の滞納情報については、個人住民税システムにおける賦課及び更正に伴って連携し、随時更新される。 <、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、マイナンバーぴったリサービスにおける措置> ・接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査を行わないよう、履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<紙及び電子媒体における措置> ・申告書等については、明石市文書管理規程に基づき保管し、地方税法において必要とされる保存期間である更正決定可能な期間経過後(地方税法第17条の5、同法第17条の6)、紙媒体によるものについては、焼却・溶解により破棄し、電子記録媒体によるものについては、裁断等の物理的破壊により記録内容が判読することができないよう完全に消去する。 <審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、マイナポータルぴったリサービスにおける措置> ・国税連携システム(eLTAX)の受信サーバにおける国税連携データについては、地方税共同機構からの要請に基づき定期的にデータを削除している。 ・ファイルダウンロード等で出力した税務情報データについては、個人住民税システムに必要な情報を入力後、削除する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<明石市における措置> ・年に1回担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<明石市における措置> 「明石市情報セキュリティ基本方針」及び「明石市特定個人情報等取扱基準」に基づいた実施基準に従い、年に1回、複数の所管課を対象として監査を行っている。監査においては、セキュリティ対策の担当課が、自己点検結果に基づき、運用状況を改めて確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<明石市における措置> ・番号利用事務職員に対し、番号法に基づく、特定個人情報保護に関する研修を年1回実施している。 ・全ての職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <個人住民税課税事務、市税滞納整理事務及び市税還付事務(以下「市税賦課徴収事務等」という。)における措置> ・新たに配属された職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対しては、任用時及び随時、必要な知識の習得のため研修を実施するとともに、研修資料を保存する。 ・市税賦課徴収事務等関係職員に対し、随時研修・指導を行い、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を図る。 ・担当者を一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	明石市 政策局 市民相談室 行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。写しの交付を希望する場合は、別途コピー代が必要。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税情報ファイル、税務証明書交付取扱事務ファイル、市税の収納管理に関する事務ファイル、市税等徴収金の滞納整理業務に関する事務ファイル、市税口座振替に関する事務ファイル
公表場所	市HP
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	明石市 総務局 税務室 市民税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5013
②対応方法	必要に応じて関係部署に照会する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市民意見の提出手続きを定める要綱に基づき、パブリック・コメントによる意見聴取を実施する。パブリック・コメントの実施に際しては、市報「広報あかし」に記事を掲載するとともに、市民税課、各市民センター、各サービスコーナー、あかし総合窓口、行政情報センター及び市ホームページにて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和7年4月21日から令和7年5月20日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

[illegible]

（別紙１）個人住民税情報の提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠 ※	②提供先における主な用途
1	厚生労働大臣	1	健康保険法により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
5	厚生労働大臣	5	船員保険に関する事務
6	全国健康保険協会	7	改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務
7	都道府県知事	11	里親の登録・認定、障害児入所給付費等の支給に関する事務
8	都道府県知事	13	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
9	市町村長	15	障害児通所給付費等の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定、費用の徴収に関する事務
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給、実費の徴収に関する事務
12	市町村長	37	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置、費用の徴収に関する事務
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定、実施、徴収金の徴収に関する事務
15	市町村長	48	地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務
16	都道府県知事	49	地方税の賦課徴収に関する事務
17	都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅の管理に関する事務
18	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付、年金である給付の支給に関する事務
19	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付、一時金の支給に関する事務
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
23	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
24	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
25	厚生労働大臣	73	国民年金保険法による年金である給付、一時金の支給、保険料の納付に関する処分、保険料その他徴収金の徴収に関する事務
26	市町村長	75	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
27	都道府県知事又は市町村長	76	改良住宅の管理、家賃・敷金の決定・変更、収入超過者に対する措置に関する事務

※番号法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の項番

(別紙1) 個人住民税情報の提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠 ※	②提供先における主な用途
28	都道府県知事等	81	児童扶養手当の支給に関する事務
29	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
31	市町村長	86	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除、資金の貸付けに関する事務
34	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当の支給に関する事務
37	都道府県知事等	92	障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の支給に関する事務
38	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	職業転換給付金の支給に関する事務
40	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	106	児童手当法による児童手当、特例給付の支給に関する事務
41	市町村長	108	災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務
42	後期高齢者医療広域連合	115	後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収に関する事務
43	都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
44	都道府県知事等	125	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
45	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
46	存続組合又は指定基金	130	年金である長期給付、年金である給付の支給に関する事務
47	市町村長	132	介護保険法による保険の給付の支給、地域支援事業の実施、保険料の徴収に関する事務
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担、療養費の支給に関する事務
49	厚生労働大臣	138	農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
50	独立行政法人農業者年金基金	140	農業者年金事業の給付の支給、保険料その他徴収金の徴収、改正前の農業者年金基金法等による給付の支給に関する事務
51	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務

※番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の項番

(別紙 1) 個人住民税情報の提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠 ※	②提供先における主な用途
52	厚生労働大臣	142	特別障害給付金の支給に関する事務
53	都道府県知事又は市町村長	144	障害者への自立支援給付の支給、地域生活支援事業の実施に関する事務
54	総務大臣	147	効力を有するものとされた廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	就学支援金の支給に関する事務
56	厚生労働大臣	152	職業訓練受講給付金の支給に関する事務
57	市町村長	155	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
58	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
59	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
60	行政機関の長等	160	特定公的給付の支給を実施するための基礎となる情報の管理に関する事務
61	都道府県知事等	161	生活に困窮する外国人に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
62	都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅の管理に関する事務
63	都道府県知事	164	ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
64	都道府県知事	165	肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務
65	都道府県知事	166	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務
66	文部科学大臣	167	高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
70	文部科学大臣	171	高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
72	都道府県知事	173	特定疾患治療研究事業の実施に関する事務

※番号法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条の項番